

平成29年度事業報告書

自：平成29年4月1日 至：平成30年3月31日

業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、コンプライアンスを確保しつつ、公益を目的とする業界団体としての機能を發揮し、我が国を基盤とするベアリング産業が重要な機械要素産業として更なる発達を遂げ、我が国産業・経済の発展に資するため、諸般の公益的事業の企画・実施・レビューを行った。

当工業会は、本年度はとりわけ、①平成23年7月の競争法に係る調査とこれに連なるその後の展開の中にあることに加え、②海外諸国における競争法に係る別途の諸事案もあり、こうした内外の諸般の状況から引き続き多大な不透明感の下に置かれた。これら競争法に係る調査等の経緯は、いずれも一部会員会社に対するものであり、工業会の活動自体に対する嫌疑によるものではないと想定されるものの、こうした内外の諸般の状況から、本年度も引き続き、厳しい制約下において事業運営を行った。

こうした制約下にあったが、当工業会の目的が公益的事業の推進にある以上、こうした制約を乗り越えつつ、公益的事業を的確に遂行していくことが責務であり、平成24年度の創立総会で導入した「当面の方針」を更にステップ・アップしつつ、これに基づき運営を進めた。

即ち、引き続き、①コンプライアンス確保、②公益的事業への純化 という2本の基本理念のもとで、中・長期的のタームを念頭において「暫定期間」と位置付けた。そのもとで、内外の諸環境を勘案して、「段階的アプローチ」で工業会の改革（制度組織・運営管理）に注力しこれを漸次進めつつ、各種公益的事業を推進した。また、依然として経済情勢に不透明感がみられることに鑑み、可能な節減に努めつつ、必要な項目には重点的に予算を配分するなどして、効率的な予算運営と事業推進を行った。

本年度のこうした活動は、今般の事態を「変革」の契機と積極的にとらえて「新生・日本ベアリング工業会」としての出帆に至るための礎となるものである。

(1) コンプライアンス確保及びその適正な運営の推進等

工業会・会員が一体となって、法令・定款に従い、due process に沿った透明性ある適正な運営に努め、コンプライアンスの確保を図った。

①一般社団法人としての適正な運営の推進

当工業会は、平成24年4月に一般社団法人へ移行し（平成25年3月31日 公益目的支出計画の実施完了）、自主的な運営と活動ができる法人として、自らの意思に基づいて公益的事業を推進した。

一般社団法人として、この根拠法たる「法人法」（※）における組織の運営・管理等の内部統治をはじめとするコンプライアンス確保を徹底させ、透明性、due process 確保の基

盤の上で、適正な運営に努めた。

(※) 正式名称は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

②顧問弁護士によるリーガル・チェックと法令遵守のための仕組み構築

競争法コンプライアンスの確保に係る専門的なアドバイスを受けるべく顧問弁護士への委託を継続し、工業会の活動や組織の運営等に関し適切な指導を受けた。会合の内容等を踏まえ、必要に応じ、競争法上の懸念が生じないよう顧問弁護士によるモニタリング（資料や議事録のリーガル・チェック、会合における立会い等）を広範に実施した。

また、本年度は中小企業対策企画委員会主催による2回目となる「大塚工業会会长と中小企業会員との懇談会」が実施され、通常の委員会における顧問弁護士によるリーガル・モニターとは別の形の新たなモニタリングのあり方が実践された。同懇談会や顧問弁護士がモニターする国際関連の委員会等において、コンプライアンス確保のもとで、事業推進に必要な情報交換を活発に行う運営について経験を積み、意識形成も図った。

こうした会合等に係る弁護士とのやり取りを重ねる中で、当工業会自身の法令遵守のための実務に即した仕組みの構築を引き続き進めてきており、並行してリーガル・マインドの向上に努めた。とりわけ、（ア）弁護士のモニタリング等に係る意見等を咀嚼し、工業会職員の意識と能力（知識・経験等）を高め、リーガル・マインドを基礎とした運営手法のノウハウ（リーガル・マナー）の構築・熟度向上に努め、（イ）また、一部の簡便で定型的なものについては、弁護士の指導のもと、手続きの簡略化も図るなど、引き続きコンプライアンスの保持と業務の効率性とを両立させる適切な組織制度・運営の構築に努め実践した。

これらは、コンプライアンスを保持しつつ、近年急速に変化してきた競争法を含む経済社会環境に即応した運営を可能とするものであり、新時代の業界団体の基盤となるものである。

また、本年度においては、顧問弁護士の体制を以下により変更した。

ベーカー&マッケンジー法律事務所（当工業会の顧問弁護士事務所）から狛 文夫弁護士が独立（平成28年4月1日）し、新たな弁護士事務所（狛・グローカル法律事務所）が設立されたことに伴い、当工業会は下記の（注）i.～v.の理由から、顧問弁護士に係る新たな体制として、平成28年4月より上記2つの弁護士事務所に委託することとした。しかしながら、狛 文夫弁護士のご逝去（平成29年5月）を受け、下記の（注）ii.～v.の観点にも留意の上、適切な体制を検討した結果、ご逝去以降においてすでに実態上の体制となっていた、ベーカー&マッケンジー法律事務所一本体制に変更することとした。

（平成29年11月理事会承認）

（注）i. 狛弁護士独立後も同氏とベーカー&マッケンジー法律事務所の担当弁護士が、同じメンバーでチームを組んでリーガル・チェックをする体制が維持されること、ii. 平成23年7月以降、ベーカー&マッケンジー法律事務所にリーガル・チェックを依頼するようになってから、イニシャルコスト（時間・費用）をかけて、工業会への理解を深めて頂いておりこれは「財産」であること、

iii. その上で工業会内においてリーガル・チェックに係る組織体制、リーガル・マナー、意識などを築き上げてきており、この継続の上でも必要であること、iv. 弁護士との人間関係及び信頼関係も大切であること、v. 「暫定期間」という厳しい環境にあること などによる。

③コンプライアンス確保のための意識向上活動等

a. コンプライアンス確保の注意喚起

昨今の素材メーカーを中心とした品質に関する不適切行為や最近の当工業会一部会員企業の不適切行為をも踏まえ、当工業会会长名でコンプライアンス確保の注意喚起の文書を平成30年4月1日付けで全会員に通知した。（平成30年3月理事会承認）

b. 意識向上のための講習会等

b-1. 顧問弁護士のレクチャーによる意識の向上

顧問弁護士による、中小企業会員に向けた、競争法のコンプライアンスに関する講演会を初めて実施した（日程：平成29年6月16日、場所：シミズ精工（株）徳島工場会議室）。中小企業会員においても、一層充実したコンプライアンス確保が図れるよう、工業会としてサポートしていく必要があることを踏まえたものである。

講演では、競争法の目的、規制内容等の基本的な説明のほか、海外の状況を含めて主な執行事例の解説など留意すべき事項について教授を受け、中小企業会員のコンプライアンス意識の向上を図った。

b-2. 「下請法・下請ガイドラインに関する講習会」（中小企業庁の委託事業）の実施

上記講習会は中小会員企業のみならず大手・中堅会員企業においても留意すべき内容であり、会員企業全社に参加を呼び掛け、多数の参加のもと平成29年9月27日に機械振興会館で実施した。

講習会では、中小企業庁の委託事業として派遣された弁護士より、下請法に関し、取引における親事業者と下請事業者の定義、親事業者の遵守事項や禁止事項、また下請法ガイドラインのポイントとして違反となる事例等の説明が行われた。

b-3. 今後も、顧問弁護士によるレクチャーや講習会など様々な機会を利用して、会員企業のコンプライアンスの確保に資するための事業を積極的に実施していくこととした。

c. 経団連「企業行動憲章」改定の周知

経団連では、平成3年に企業行動憲章を制定し、企業の責任ある行動原則を定めているが、平成29年11月に同憲章を改定した（5回目の改定）。当工業会では、同連合会からの周知依頼もあり、この改定の機会をとらえ、平成29年11月の理事会及び参与会で改めて会員企業に周知を行い、全会員に別途通知した。

④経理面における適正な運営に向けた改善

減価償却引当に係る過小積立の是正に向けて、平成26年度から平成28年度にかけて加速度的に積み増しを行った結果、減価償却引当資産取得支出は本年度からほぼ平常状態へ転換した。

(2) 公益的事業への純化とその推進

①事業の4本柱

公益的事業のうちでも、政府の政策とも深く関わる I S O ・ J I S の標準化などのコア事業に絞ってその最大限の実施に努めた。

a. 標準化（規格化）関連事業

- ・ I S O / T C 4 への積極的な国際的貢献 (I S O / T C 4 / S C 1 2 幹事国としての責務遂行、 I S O / T C 4 アトランタ総会等への専門家派遣などの対応)
- ・ I S O / T C 2 1 3 (G P S 、製品の寸法・形状の仕様及び評価) 東京会議への協力
- ・ G P S 及び新素材 (セラミック) 等への対応
- ・ J I S への貢献等

b. 国際関連事業

- ・米国との通商問題への対応 (アンチ・ダンピングに係る課題における政府への協力など)
- ・ W B A (世界ベアリング協会)への対応 (W B A 東京総会の開催等)
- ・不正商品対策への対応 (偽造品対策等)

c. 環境対策事業

- ・「低炭素社会実行計画」 (C O 2 排出削減等) 、「循環型社会形成自主行動計画」 (廃棄物対策)への対応等

d. 中小企業対策事業

- ・中小企業講演会、工場見学会、工業会会長との懇談会の開催、政府施策の情報提供及び活用の支援等

②国際的なルール作りの場におけるプレゼンスの向上

当工業会は、平成 2 3 年 7 月の競争法に係る一部会員会社への調査以降、大きな制約の中にあるものの、公益的事業への純化の理念のもと事業活動を漸次高めるべく推進している。本年度は事業活動において、以下のような国際的なルール作りの場における当工業会のプレゼンスの向上に資する活動が新たに実施され、各事業の推進に大きく寄与した。

a. W B A

ア. W B A 東京総会の開催

本年 9 月に、当工業会が W B A 会長団体 (ホスト) として W B A 総会を 8 年ぶりに日本で開催した。内山 W B A 会長 (日本精工株式会社 社長) 、安形 W B A 副会長 (理事、株式会社ジェイテクト社長) が当工業会代表として出席した。

W B A 役員任期 (2 年) の関係から、同総会において次回 (平成 3 0 年度) の W B A 総会も日本 (東京) での開催が決定した。会長団体として引き続きリーダーシップを發揮し貢献していくこととなる。

次回総会については、日程・会場・ J B I A の代表者 (内山 W B A 会長と安形 W B A

副会長）についても決定し（平成30年1月理事会承認）、順次準備を進めた。

イ. オーセンティケーション

上記総会において、それまで未参加であった当工業会の3社が新規に参加することとなり、12月に第1回目の電話会議がWBA7社すべて参加のもとで行われ動き出した。その後、本年度内においては、2月に電話会議、3月に東京会合を開催した。東京会合は当工業会が働きかけ、ホストとして実施し、貢献した。

b. ISO/TC4総会

次回ISO/TC4総会について平成31年5月に日本での開催を誘致し、TC4における一層の貢献をする。万全の準備を進めるため、日程・会場・予算等を決定した（平成30年3月理事会承認）。

（3）改革・改善の推進と定着

引き続き、基本理念に則して、内外の諸環境を勘案しつつ、「段階的アプローチ」に立脚し、制度組織だけでなく運営管理の工夫・刷新等も含め幅広く可能なものから漸次工業会の改革の具現化を推し進めた。改革は定款など根幹も含め、聖域なく行った。主な改革として以下を行った。その際、局所的対処療法でなく「包括的」な変革につながることに留意した。

①入会手続きの見直しと変更

当工業会が「コンプライアンス確保」と「公益的事業への純化」を基本理念の2本柱としている中、会員資格の適格性をより的確に確保する必要があるため、当工業会への入会に関して検討が行われた。平成29年1月理事会で推薦制を導入するなど入会手続きを見直す必要がある旨の提案がされた。これは定款の変更を伴うため、手続きとして、まず平成29年3月理事会において同手続きの見直しに係る定款の変更案等の概要が審議され承認された。次いで、書面による理事会で同見直しに係る定款の条文の具体的な変更内容等が審議・承認された。その上で、平成29年度定時総会において入会に係る会員資格の適格性確保のための措置案として、i. 定款変更（推薦制の導入）、ii. 推薦の際の確認事項の設定、iii. 「入会金及び通常会費負担規約」の変更（入会金の変更）等が諮られ、承認可決された。

（平成29年1月理事会提案、平成29年3月理事会承認、平成29年5月書面による理事会承認、平成29年6月定時総会承認）

②-1 事業別担当幹事制に基づく運営の定着

平成23年7月の競争法に係る一部会員会社への調査以降、大きな制約のもと「会長ローテーションを基軸とした体制」（会長ローテーション（輪番制）、これにリンクした部会制度など）は事実上廃止となっていたが、現状を「暫定期間」と位置づけ、この間、事業・組織のスリム化など改革を行っている中、その改革の一環として、部会制に代わり、デファクトである事業別担当幹事制*への移行を決定した（平成26年3月理事会承認）。

認）（注）。

*その趣旨に則して表記を事業担当制から事業別担当幹事制へ変更。

（注）事業別担当幹事制へ移行したことに伴い、各部会は廃止とした。但し、技術と国際については、その必要性から中間評議機関に発展的解消とした。事業別担当幹事制は、個別事業ごとにリーダーシップをとる役割を各会員が担当するもので、そのため従前の2年ごとの短期的・定期的・機械的な輪番制ではなく「適材適所」によることを原則としている。

この新制度に移行した理由は、上述の「事実上廃止」となっていたことだけでなく、時代への対応のためであった。即ち、近年、当工業会の事業は高度化・国際化を加速させてきており、従来の部会制におけるような機械的なローテーションで対応できるような状況にはなくなってきた。こうしたことなどに鑑み、時代に合わせて、事業を中心的に支えて頂く担当についての仕組みを見直さざるを得ず、「適材適所」による組織体制を導入する必要があった。この「適材適所」は今後の工業会において広く適用される原則と位置付けられる。この事業担当については、継続性、安定性等をもってある程度の期間担当し事業を担って頂く必要があるが、他方、固定させるのではなく、適宜会員間で交替が図られることを前提とする。こうした交替によって会員間における公益的事業に係る貢献、能力等が均霑化される。その変更に関しては、必要に応じ、理事会で決定することとした。事業別担当幹事の分担については、発足時点の事業担当を当面継続することとし、本年度もこれを踏襲した。

〔事業別担当幹事の分担〕

技術標準化：日本精工、通商&安全保障：ジェイテクト、環境：不二越、統計：NTN、不正商品（偽造品）：権利者（大手4社等）、全体は日本精工、WBA：日本代表である日本精工、ジェイテクト、中小企業対策：井上軸受工業、泉本精工、シミズ精工

②-2 委員変更登録手続き

本年度は上記の事業別担当幹事制のもと、部会及び専門委員会の委員変更登録手続きについて、以下の通り定期的な更新手続きを復活することとした。

事業推進の基盤の一つである部会及び専門委員会の委員については登録制となっているが、平成23年の競争法に係る調査以後、定期的な委員登録の更新手続きが混乱し、会員各社の人事異動に伴う随時の更新のみにより行ってきた。しかし、事業を展開する上で更なる的確な運用を行う必要性が高まってきたことなどを踏まえ、随時の委員更新に加え定期的な更新手続き（毎年7月）を復活することとした（平成29年11月理事会報告）。

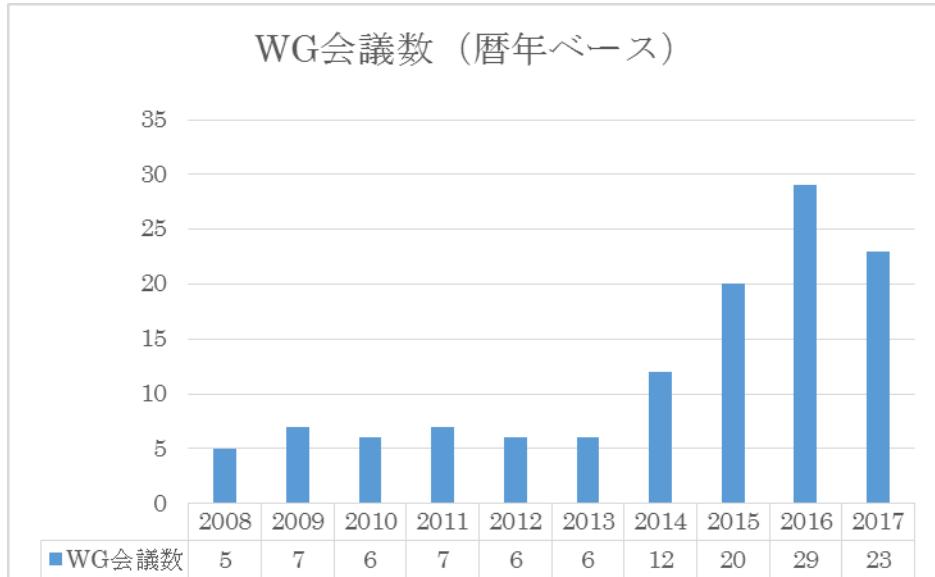
③各種事業の高度化に伴う専門家の確保

工業会の事業は、公益的事業に純化され、これらは近年、高度化・国際化を加速させてきている。これらを推進するためには、的確な能力を持った専門家人材が必要である。このため、ISO、偽造対策、環境等の各種事業における専門家による貢献が確保されるよう努力した。

とりわけ、ISO事業においては、海外企業からの仕掛け（GPSやセラミックに関する

提案等)により、近年、ISO/TC4の活動が著しく活発化している(WG会議の開催数; 2012年6回から2017年23回へ激増^(注))。海外企業のこうした攻勢に対し、迅速かつ柔軟な対応が喫緊の課題であり、当工業会ではISO/TC4の国際会議への各社専門家派遣の体制確保に努め、本年度も的確に対応を行った。今後もISO事業への積極的な貢献のため、専門家派遣の体制整備を怠ることなく進めていく構えを保持した。

(注) ISO/TC4のWG会議の開催数



④リーガル・マインドを基盤とした運営手法の工夫

公益的事業の推進にあたっては、その公益的目的の範囲に限定して①工業会と会員間におけるコミュニケーションと、②総会、理事会のほか、各種の専門委員会における審議等が円滑・適切に行われることが必要である。しかしながら、平成23年7月以降の制約下のもとで、一部において、これらについて支障が発生してきた。これを補うため、コミュニケーション及び審議手法等に関し運営手法の工夫が行われ、効率化、緊密化が図られており、これを継続した。

こうした工夫は、専門委員の会合参加の促進をはじめとする現下の制約への対処であつたばかりでなく、近年の競争法やCSRなどに係る経済社会の環境変化への適合という新時代への対応でもある。

主な具体例は以下のとおり。

ア. 工業会がeメール・電話等を活用し、会員間のコミュニケーションのハブ機能を担うこと

イ. 事業の意義等についての理解、工業会活動への会員の参画意識の維持、意識改革などに資するため、専務理事、事務局職員が、eメール・電話による緊密な連絡に加え、会員のもとへの個別訪問(面談)を励行すること

ウ. 意思決定に係る事案については、(i) 法令に基づく「書面審議」の活用や(ii) メールによる緊急の意見聴取・了解の確認手続きを実施すること

上記ウ. (ii) については、平成24年11月理事会において、理事会の意思形成手続きとして「理事承認案件の確定手続き」が包括的に承認されている。この内容は次のとおり。

- a. 時間的制約等のため、理事会の会合の場や書面等による決議ではなく、eメールにより理事・監事の全員に決議の目的である事項を提案し、理事・監事の全員から承認を頂いた場合、その決議事項に係る業務執行を行う。
- b. 但し、この場合、直近の理事会における当該事実の報告（eメールによる決議の目的である事項の提案に対して、理事・監事の全員から承認を頂いた旨の報告）をもって、理事・監事の全員の承認の意思確認が完了し、これをもって理事会における当該決議事項の承認（決議）が確定されたものとする。

本年度も本手続きを必要に応じ実施し、理事会の意思形成過程の効率化を図った。

⑤ T C 2 1 3 の東京会議に対する賛助金の協力

I S OにおけるG P Sの総本山の委員会であるT C 2 1 3（G P S、製品の寸法・形状の仕様及び評価）の東京会議に対し、賛助金の協力を行った。これにより、国際的なG P S活動において当工業会のプレゼンスを示すことができた。また、これと関連してG P Sに係る人脈の開拓・確保にも努めた。

本年度における事業の概要は次の I. ~VI. の通りである。

I. 総会

1. 第10回総会（平成29年度定時総会）

日 時 平成29年6月2日（金曜） 午後2時58分～午後4時4分
場 所 東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館（6D-1・2会議室（6階））

会員の出席状況等

| | |
|------------------------|-----|
| 議決権のある会員総数 | 34名 |
| 総会員の議決権の数 | 34個 |
| 出席会員数（委任状による者（21名）を含む） | 34名 |
| この議決権の総数 | 34個 |

議事の経過の要領及びその結果

定款に従い、代表理事 会長の大塚紀男氏が議長となり、出席予定者がすでに全員揃い着席されていることを受け、午後2時58分に第10回総会（平成29年度定時総会）を開会する旨、発言し、上記のとおり議案の決議に必要な会員の出席及び議決権の数が確保されているため、本定時総会は、定款に基づき、成立した旨、議場に報告を行った。

その後、大塚議長より、本定時総会を開催するにあたり、①来賓の紹介、②立会い頂いている顧問弁護士の紹介、③猪 文夫弁護士の訃報とご逝去に対する弔意、④コンプライアンスの観点から中座は原則控えて頂くこと などについて述べられた。

次いで、宮下副会長兼専務理事より、安全対策の観点から、災害等の際の避難経路図について説明された。続いて、大塚議長より議長挨拶、経済産業省 製造産業局 産業機械課長 片岡隆一 殿から来賓のご挨拶が行われた。

次に、ベーカー&マッケンジー法律事務所の阿江順也弁護士より、独占禁止法遵守宣言について、当工業会の依頼を受け、顧問弁護士として、独占禁止法に係るコンプライアンスを確保する趣旨から本定時総会に出席しているとの経緯と理由を説明した上で、独占禁止法遵守にあたっての注意点を交えて、全出席者に対し同法の遵守を喚起し、その意思の確認がなされた。その後、議事に入り、下記の各議案の審議を行い、満場異議なくこれを承認可決した。

第1号議案 平成28年度事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認の件

第2号議案 平成29年度事業計画書及び収支予算書の承認の件

第3号議案 平成29年度会費の件

第4号議案 定款及び入会金の変更の件

第5号議案 役員の選任の件

2. 第11回総会（書面による決議）

宮下英治副会長兼専務理事より、小林保一氏（日本ピローブロック株式会社（現FYH株式会社）代表取締役会長）の理事辞任（平成29年6月16日付け）に伴う、後任の理事に関して、小林英一氏（同社 代表取締役社長）を選任することについて、総会の承認を得るべく、すべての会員代表者に対して、書面（平29ベア工総務第6号文書）をもって提案が行われた。

その結果、会員代表者の全員から、上記の提案につき書面で同意する旨の回答があつたため、定款の規定に基づき、上記提案については可決する旨の総会の決議（平成29年8月1日付け）があつたものとみなされた。

II. 理事会

理事会は工業会の業務の執行等に係る重要事項の審議、決議等を行つており、理事本人による過半数の出席が必要であるとの定足数の要件がある。平成23年7月以降の諸般の状況等によりこの定足数の確保について不確実性が高まつたこと、及び事業運営の合理化等を勘案し、一般社団法人に係る法令・定款も踏まえ、年間の定例面談理事会の開催回数が従来の6回から4回（1月、3月、6月、11月）へ既に変更されている。これに沿つた形で確実に理事会が開催できるよう理事会の開催に努め、実施した。同時に、書面による理事会など、法令に従つて、面談による以外の可能な手法も駆使し、合理的な運営に努めた。

なお、各理事会の主な議題は、次の通りである。

第27回理事会（書面による決議）（平成29年5月15日）

1. 平成28年度の決算書、事業報告書並びにこれらの附属明細書
2. 日本ベアリング工業会への入会に係る会員資格の適格性確保のための措置
3. 役員の選任の概要

第28回理事会（平成29年6月2日）

1. 平成29年11月の参与会終了後の懇親パーティ（中止について）
2. 技術部会報告
3. 国際関係の取り組み

第29回理事会（平成29年11月21日）

1. 人事異動
2. 顧問弁護士体制の変更
3. 平成30年の理事会等の開催日程等
4. 就業規則の改正
5. 環境対策の取り組み

6. ISO関連等の取り組み
7. 国際関係の取り組み
8. 中小企業対策の取り組み

第30回理事会（平成30年1月24日）

1. 平成30年の理事会等の開催日程等
 - (1) 平成30年6月の総会及び理事会等の開催日程の変更
 - (2) 平成30年11月の理事会及び参与会等の開催日程等
2. 技術部会報告
3. 国際関係の取り組み
4. 平成30年度の要点（案）

第31回理事会（平成30年3月29日）

1. コンプライアンス確保の注意喚起
2. 人事異動
3. 平成31年1月の理事会等の開催日程等
4. 第12回総会（平成30年度定時総会）の招集と議案の事前審議
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項（議案）
 - (3) 役員（理事及び監事）の選任の概要
 - (4) 総会次第
 - (5) 平成29年度収支決算見込み
 - (6) 平成30年度事業計画書、収支予算書及び会費
5. 会長・副会長・専務理事の選定等（事前審議）
6. ISO/TC4日本総会の開催計画案
7. 環境対策の取り組み

III. 参与会

参与会は、一般社団法人への移行（平成24年4月1日付け）に伴い、従来の「評議員会」を「参与会」に名称変更したものである。

参与会は、従来の評議員会と同様、年度の中間（11月）において開催され、専務理事より参与に対し、当該年度の事業について中間報告を行い、参与の意見を伺う機関である。

本年度は、11月21日に開催され、宮下専務理事より、平成29年度のそれまでの事業報告として、上記第29回理事会の各議題の内容等にも言及しつつ、要点説明が行われた。

IV. 会員等の異動

1. 会員の異動

平成 30 年 3 月 31 日 大旺鋼球製造株式会社 退会

2. 会員代表者の異動

平成 29 年 6 月 2 日 株式会社ツバキ・ナカシマ
新代表者 取締役兼代表執行役 CEO 高宮 勉 氏
旧代表者 常務執行役 島田一也 氏

平成 29 年 6 月 2 日 株式会社不二越
新代表者 代表取締役社長 薄田賢二 氏
旧代表者 代表取締役会長 本間博夫 氏

平成 29 年 6 月 16 日 日本ピローブロック株式会社（現 FYH 株式会社）
新代表者 代表取締役社長 小林英一 氏
旧代表者 代表取締役会長 小林保一 氏

3. 理事の異動

平成 29 年 6 月 2 日 島田一也 氏 理事辞任
平成 29 年 6 月 2 日 高宮 勉 氏 理事就任

平成 29 年 6 月 2 日 本間博夫 氏 理事辞任
平成 29 年 6 月 2 日 薄田賢二 氏 理事就任

平成 29 年 6 月 16 日 小林保一 氏 理事辞任
平成 29 年 8 月 1 日 小林英一 氏 理事就任

4. 参与の異動

平成 30 年 3 月 31 日 宗田三郎 氏 参与退任

V. 総務・管理関係

総務・管理業務における重要なものは、次のとおり。

1. 総務連絡会

総務連絡会は、理事会メンバー全員の総務部長クラスを構成員とする。その役割は、ア.「理事会をはじめとする工業会活動のフォローと理事・監事会社における会社内部での支援（工業会の事業の動向、スケジュールなどの情報共有等による）」、イ.「既定の委員会で対応できない（受皿のない）案件の第1義的相談窓口」などである。特に、工業会の公益に純化した事業の推進及び改革等工業会のあり方に関する検討について、その進捗に關し理解と協力を求める機能が期待されている。

今年度は、第10回、第11回の総務連絡会を開催した。議題は次の通り。

i. 第10回総務連絡会（平成29年7月14日）

- ・平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画の説明
- ・ベアリング工業会への入会に係る会員資格の適格性確保のための措置
- ・役員選任の説明
- ・当工業会の委員変更登録について

ii. 第11回総務連絡会（平成30年2月2日）

- ・理事会・参与会（平成29年11月21日開催）及び理事会（平成30年1月24日開催）の説明
- ・当工業会の委員変更登録について
- ・機関誌「ベアリング」の記事「わが社の○○○」への協力依頼

2. 各種寄付要請への対応

寄付への対応は、当工業会の due process の確保の観点から、理事会、総会で検討し、拠出する場合は、当工業会の予算に計上することとしている。平成29年度については、「スポーツ振興資金財団財界募金（80万円）」「警察協会救済援護事業（10万円）」「経済広報センター会費（会費形態であるが寄付の位置づけ）56.7万円」の継続3件を拠出した。

なお、上記継続3件については、平成30年度予算に計上した。

3. 震災等の災害への対応

（1）BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）への対応

今後も大震災等の災害が想定されている中、工業会の BCP への対応として、震災等が発生した場合に、会員企業の被害状況の確認などの現状把握を速やかに行い、経済産業省へ報告を行うとともに経済産業省からの情報を会員企業に周知連絡を行うため、緊急連絡先の登録を行っている。その活動の一環として、毎年4月に会員企業の登録内容の確認作業を行っており、平成29年度は4月に登録内容（緊急の連絡先部署・役職・名前・電話番号・メールアドレス）の再確認を行った。加えて、7月にこれまで当工業会が行ってい

る被害状況の確認に加え、経済産業省としても被害状況を迅速に把握したいとの要請から、各会員の緊急連絡先、工場、本支店、営業所の情報を調査し、そのリストを経済産業省へ提供した（来年度からは、毎年4月に行っている緊急連絡先の確認に替えて、7月に上記調査を行うこととする）。

なお、平成29年度に発生した災害等の調査は次の通り。

・九州豪雨被害状況の調査（平成29.7.7）

平成29年7月5日～6日の福岡県と大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨の被害等の調査を行った。会員に特段の被害はなかった。

・秋田県の地震（震度5強）被害状況の調査（平成29.9.11）

平成29年9月8日に発生した秋田県地震の被害状況の調査を行った。会員に特段の被害はなかった。

また、緊急地震速報の全国訓練（11月1日）の実施について周知を行った。

（平成29.10.3）

（2）防災対策の推進

事業継続（BCP対策）の観点を含め、事務局において次の防災対策を推進した。

工業会事務所が入居している機械振興会館（（一財）機械振興協会）の防災管理協議会に出席し、防災管理に関する情報を入手するとともに、毎年11月に同協会が行う自衛消防訓練に参加している。本年度の訓練では、起震車による地震体験が行われた。

また、当事務所では、書庫等の転倒防止対策を行うとともに防災備蓄品として、水、食料、災害用寝袋、ヘルメット、防災用手袋、マスク等を確保している。

火災等の緊急時において会議参加者が適切に避難できるように、工業会における総会、理事会、委員会等の各種会議の冒頭において当該会議開催場所の「避難経路図」を説明した。

さらに、平成30年1月12日に芝消防署より居室内の確認など立ち入り検査が行われたが、当工業会に対する指摘事項はなかった（本立ち入り検査は、機械振興会館すべてのテナントが対象）。

なお、当工業会事務所は、平成28年3月4日に防災管理点検特例認定（注）を受けた。認定期間は、平成28年3月4日から平成31年3月3日である（平成25年2月に1回目の認定を受け、当該認定は2回目の認定）。

（注）毎年1回防火管理点検報告が義務付けられているが、過去3年以内の点検結果が優良と認められ、消防機関の検査を受け、基準に適合していると認められた場合、防災管理点検・報告の義務が免除されるもの。

4. 職員の継続雇用に関する就業規則の変更（平成29年11月21日に変更）

継続雇用または継続雇用の更新の希望の有無について、従前から規定されている3か月前の書面による申出書の提出に加え、6か月前に希望の有無についてヒアリングすること

を追加するとともに、定年時に継続雇用できないとされる条件（解雇事由、退職事由）を再雇用契約の更新時にも適用することについて就業規則上明確化した。

VI. 事業項目別報告

1. 調査・企画管理に関する事業
2. ISO/TC4への積極的な貢献とベアリングに関する規格、基準の作成及び普及に関する事業
3. 海外市場施策及び国際交流に関する事業
4. 生産及び経営の高度化に関する事業
5. 広報に関する事業

1. 調査・企画管理に関する事業

グローバル化の進展など当業界を取り巻く環境が急速に変化している中で、内外の関連情報を収集し、またその一環として経済産業省等の政府機関、経済諸団体及び関連業界との意見交換等を深めた。これらを踏まえ、我が国を基盤とするベアリング産業が、重要な機械要素産業として、その技術力の基礎のもと、更なる発展を遂げ、我が国産業の発展に資するとの目的をもった公益的事業の推進のため、諸施策を企画・検討し、成案を得たものは実施した。

（1）経済諸団体等との意見交換等

日本経済団体連合会、日本機械工業連合会、経済産業調査会、経済産業統計協会等における各種会議への参加などにより、経済諸団体や関連業界との意見交換・情報収集等を進めた。こうして得た情報は、工業会の各種事業の企画、実施に反映された。

（2）政府等への情報交換等の協力

政府及び政府関係機関に対して、当工業会の事業全般にわたり、情報提供、要望をはじめとする情報交換など、各種の協力を行った。

経済産業省の業種担当課（製造産業局 産業機械課）や事業関係課（通商政策局 通商機構部、産業技術環境局 国際標準課等）に対して、最新の事業内容、要望等について説明するなど情報交換を密にするとともに、ベアリング業界への一層の理解と認識を深めていただいた。経済産業省担当官から直接施策説明を受けるなど、中小企業対策企画委員会主催の講演会等各種会合も情報収集の機会とした。また、IIPPF（国際知的財産保護フォーラム）やJETRO 等政府関係機関とも同様に情報交換を密にした。また、こうした政府等への協力においては、上記（1）の経済諸団体等との連携も協働させた。

本年度の政府等との協力について、以下を特記する。

①政府からの各種調査への協力

経済産業省をはじめとする政府からの各種調査に協力した。

a. ベアリングの業種概況等の調査（毎年6月）

生産及び受注等の動向、前年度の業況、国内及び海外の主要メーカー各社の業況、業界の課題と今後の対応、海外生産拠点の状況などについて、調査を実施するなどして協力を行った。

b. 神戸製鋼及び同社グループ会社の不適切行為の影響調査（平成29.10.16）

神戸製鋼及び同社グループ会社の不適切行為について、各会員にその影響について調査を行った。

②政府からの情報の会員各社への周知

経済産業省をはじめとする政府からの情報を会員各社へ通知し周知徹底に努めた。

- ・サイバー攻撃に関する注意喚起（セキュリティ関連情報提供サービスの活用について）
(平成 29. 4. 4)
- ・外為法に基づく対北朝鮮輸出入禁止措置の延長について（平成 29. 4. 12）
- ・「たびレジ」（渡航先の安全情報や緊急時の連絡などの受け取りが可能になるサービス）の登録について（平成 29. 4. 28）
- ・「データの利用権限に関する契約ガイドライン（案）」に対する意見公募について
(平成 29. 5. 8)
- ・平成 29 年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネ補助金）の公募説明会・公募期間の公表について（平成 29. 5. 8）
- ・【続報】エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネ補助金）について
(平成 29. 5. 10)
- ・サイバー攻撃に関する注意喚起（セキュリティ関連情報提供サービスの活用について）
(平成 29. 5. 16)
- ・「夏季の省エネルギーの取組について」（平成 29. 6. 1）
- ・ヒアリ（特定外来生物）の国内への侵入防止等に係る対応について（平成 29. 7. 20）
- ・米国の対露制裁法案について（平成 29. 8. 3）
- ・自動はかり実態調査開始について（平成 29. 10. 18）
- ・トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力について（平成 29. 10. 30）
- ・冬季の省エネルギーの取組について（平成 29. 12. 6）

③平成 30 年度税制改正に対する対応

「税制改正要望」については、「（一社）日本機械工業連合会」の「理事会・総合役員会」に出席し、説明を聞くとともに（内容を総務連絡会委員に報告）、同連合会の総会において、その意思決定手続きに参画することとしている。

平成 30 年度の「税制改正要望」（平成 30 年度税制改正に関する機械業界の要望）は、平成 29 年 9 月 27 日に開催された同連合会の「参与会」において、税制改正要望の内容について説明があったので、同要望書を総務連絡会委員に送付し、同要望書が産業界としての一般的な方向に沿っている旨の報告を行うとともに、要望のポイントについて報告した。要望のポイントは次の通り。

- ・コネクテッド・インダストリーズ関連投資促進税制の創設
- ・働き方改革にも資する納税事務負担の軽減
- ・地球温暖化対策税収の使途拡大及びこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税の反対

上記要望書は、平成 29 年 9 月に同連合会により、経済産業省等の政府へ提出が行われ

るとともに 11 月に自民党へ提出された。

なお、昨年度（平成 29 年度）の税制改正の際に、同連合会の依頼により「森林環境税に関する共同要望」連名への参加を了解したが、森林環境税の導入が見送られる見通しとなつたことから、平成 29 年度において同共同要望書は提出されなかつた。その後、平成 29 年度与党の税制改正大綱（平成 28 年 12 月 8 日決定）で、実質上、企業負担の恐れがなくなつた。平成 30 年度の本件に対する同連合会の対応については、この平成 29 年度与党の税制改正大綱を踏まえ、本共同要望は行わないこととなつた。

（3）統計調査に関する事業

経済産業省等の政府統計におけるデータ等により、ベアリング産業に関する統計を作成し、基礎資料として工業会活動に活用するとともに、機関誌「ベアリング」及びホームページにて発表し情報提供した。

① 生産について

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの生産（経済産業省「機械統計」）は、金額 7,280 億 8,000 万円、対前年同期比 111.2%、数量 29 億 4,687 万個、同 106.5%、重量 59 万トン、同 94.4% となつた。

② 在庫について

平成 30 年 3 月の在庫（経済産業省「機械統計」）は、数量 1 億 9,237 万個、対前年同月比 105.6%、在庫率（在庫／販売）70.3% となつた。

③ 受注について

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの受注金額（内閣府「機械受注統計」）は、6,818 億 800 万円、対前年同期比 113.3% となつた。

受注の内訳をみると、内需は 4,252 億 1,500 万円、対前年同期比 109.3%、外需は 2,565 億 9,300 万円、同 120.6% となつた。

また、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの内需を主要需要部門別にみると、自動車・同付属品製造業からの受注は対前年同期比 107.6%、はん用・生産用機械器具製造業は同 112.4%、電気機械器具製造業は同 121.5% となつた。

2. ISO/TC 4 への積極的な貢献とベアリングに関する規格、基準の作成及び普及に関する事業

(1) ISO 関連

ISO/TC 4 (転がり軸受専門委員会) の下には、現在 8 つの SC (Subcommittee=分科委員会) があり、またこの TC 4 及び SC の委員会下には、各国からの推薦による専門家から構成される WG (作業グループ) が 18 グループ (諮問グループ及びタスクフォースを含む) あり、割り当てられた特定業務に当たっている。現在、TC 4 に参加するメンバー国は、P メンバー (積極的参加国) が 20 ヶ国、O メンバー (オブザーバ) が 22 ヶ国であり、総計で 42 ヶ国となる。平成 30 年 3 月末における ISO/TC 4 の構成は付表 1 (本節末尾参照) の通りである。

当工業会は、ベアリングに関する国際規格の制定・改正につき、ISO の日本代表組織である JISC^{*}のベアリング部門の役割を担う ISO 対策転がり軸受委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、ISO/TC 4 の審議に積極的に参画している。これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。また、ISO/CS (中央事務局) により日々更新される国際標準化業務のための電子システムに対応して、国内審議体制、投票体制及び幹事国業務の電子化を推進している。

^{*}JISC (Japanese Industrial Standards Committee、日本工業標準調査会) は経済産業省に設置されている組織 (経済産業省 産業技術局 基準認証ユニット) で、ISO 及び IEC に対する我が国唯一の会員として、国際規格開発に参加している。

平成 30 年 3 月末におけるベアリングの ISO 規格数は合計 77 件 (追補、技術仕様書及び技術報告書を含む) あり、そのうち平成 29 年 4 月以降に発行された規格は 8 件である。平成 30 年 3 月末における新規制定作業中の規格は 9 件、改正作業中の規格が 17 件、定期見直しの規格が 9 件ある。

TC 4 全体の動向としては、規格の新規制定及び改正は欧洲からの提案により行われる場合が大半を占めている。具体的には、①各製品分野の規格に対しての横断的な GPS (Geometrical Product Specifications、製品の幾何特性仕様) 適用検討、②セラミック (窒化けい素) に関係した新たな規格検討、及び③グリースノイズ試験規格等の特殊な限定された分野における規格開発が行われている。

TC 4 における活動及び個々の規格の進捗状況のうち、主なものは下記の通りである。

①ISO/TC 4/SC 12 幹事国担当

TC 4 における組織再編検討の結果、2011 年 10 月に、新たな SC (分科委員会) として SC 12 (玉軸受) が設置され、その幹事国を日本が担当することが決定された。これを受け、日本として幹事国役割を着実に果たしている。

SC 12 幹事国担当に関する具体的な報告は下記の通りである。

a. TC 4 の概況

ベアリングの国際標準化は、長年欧米企業が幹事国を独占してきていた。特に、TC 4 幹事国を担当しているスウェーデンにある 1 社は、グローバル企業として海外の子会社が所在する国々の投票に影響を与えている。

SC 幹事国を担当している国は、今まででは、スウェーデンの他、ドイツ、フランス及びアメリカであった。日本が SC の幹事国を担当するのはこれが初めてである。

b. SC 12 幹事国引受までの経緯

2000 年以降、日本が提案したプロジェクトが担当の幹事国対応の遅れから期限切れでキャンセルされるなど、いくつかのプロジェクトで業務停滞が見られた。該当する SC は SC 6、SC 9 及び SC 11 であり、幹事国はいずれもアメリカであった。日本は、2005 年に開催されたワシントンでの SC 会議で、問題提起するとともに、幹事国引受けの用意があることを表明した。TC 4 議長は日本の TC 4 における標準化活動への貢献を評価していたことも背景にあって、TC 4 組織再編グループが発足し検討が開始された。検討の結果、2007 年の TC 4 総会（パリ）において、アメリカに幹事国降任を促すこととなつたが、ABMA の上位組織の ANSI（米国規格協会）の了承が得られなかつた（既存 SC の幹事国の日本への移管の合意はなされなかつた）。

別途の解決策を見出すべく、その後も検討が継続され、2009 年の TC 4 総会（沖縄）において、SC 12 を新設し日本が幹事国を担当することが提案された。2011 年 6 月にブリュッセルにて開催された TC 4 総会において、SC 12 の新設及びその幹事国を日本が担当することが決議された。2011 年 10 月に ISO の上層委員会である ISO/TMB（技術管理評議会）における最終承認を受け SC 12 は正式に発足し、工業会から輩出された、JISC が任命した国際幹事及び幹事国が指名した議長が、その活動を進めてきている。

c. SC 12 の概要

- SC 12 の名称 Ball bearings（玉軸受）
- 幹事国 日本（国代表組織：日本工業標準調査会 [JISC] ）
- 国際幹事 白木高志（JBIA）
- 議長 中島 宏（NSK）
- 業務範囲 全ての形式及び寸法の玉軸受の標準化（主要寸法及び公差を含む）
- 担当 ISO 規格 付表 2（本節末尾参照）の通り（現在 6 規格）。

d. 幹事国担当の意義

SC 12 の管轄規格における“玉軸受”及び“玉”はベアリングで最も基本的かつ代表的な製品であり、この分野においても高い技術力を持つ日本が担当することは、①世界の軸受産業の発展に寄与し国際貢献を果たす。②同時に、SC 12 を起点として、長い間、欧米勢が主体であった TC 4 の標準化活動において、日本がより一層の貢献・関与をすることで、日本の産業の発展にも寄与する。

e. SC 12 議長の交代及び国際幹事の活動

2014年6月以来、SC 12議長を務めている伊藤議長の任期は2017年12月までとなっており、2017年秋に65歳を迎えることから、任期の延長は行わない方針にあった。幹事国が任命する次期議長について、工業会にて候補者（日本精工、現職）を選出し、JISCへの推薦を行った（2017年7月理事会承認）。SC 12議長承認のための委員会投票が2017年8月にTC 4において行われた。委員会投票は2017年11月に承認され、2020年12月までの任期にて正式に新議長の登録が行われた。

また、国際幹事については、引き続き白木（工業会職員）が、担当する規格の改正作業の運営、各国の委員会メンバー及びISO/CSとの調整業務などを経験しながら、ノウハウ等を蓄積しつつ、当該任務を着実に遂行している。

f. 工業会の体制整備

SC幹事国引受けについては、近年の当工業会の総会等において決定した方針に基づくものであり、幹事国業務の職責を果たすための体制整備もその方針に盛り込まれている。これは元々実質一名体制であった技術部事務局の体制が、業務負荷の問題に加え、以下のとおり立場の面での問題もあり、経済産業省及び日本規格協会からその旨の指導も受けていることによる。2011年10月のTC 4/SC 12幹事国引受けの際に、初回会議への緊急対応に迫られ、臨時に業務補助の派遣職員一名を雇用し急場をしのいだ。しかし、この体制では、業務負荷への対応が十分でないことに加え、立場の面でも、正職員としては一人三役（①ISO国際幹事②ISO国内事務局担当職員③JIS及びBAS担当職員）を担うこととなっており、経済産業省等からも「国際幹事」（国際的中立の立場）と「国内事務局担当職員」（日本としての立場）が兼任されていることは適切でないとの指導を受けていた。こうした中、2013年8月に、派遣職員が9月末で予定外に退職することとなったことを契機として、直接雇用の職員を一名採用する人員補充の方針が理事会において承認された。これを受けて2014年4月に職員一名を採用した。国内委員会の事務局業務を担当し、さらに国際幹事を輩出している国内審議団体としては、本来「国際標準化推進室」設置が望ましいとの経済産業省等の指導もあり、これは今後の検討課題であるが、まずはその第一歩として人員補充による体制整備を進めた。

g. 幹事国業務報告

規格開発業務としては、1件（ISO/NP 19843、セラミック球－強度測定方法－一切欠き球試験）の規格開発業務が進捗している。このNP（新業務項目提案）は2014年2月にオーストリアから提案され、投票の結果、SC 12の業務に登録することが承認された。WG設置のための委員会内投票を経て、2014年11月にSC 12/WG 1（セラミック球の強度試験）を設置し、2015年5月にロンドンで第1回WG 1会議を開催した。2015年12月にウィーンで第2回WG 1会議、2016年5月にウィーンで第3回WG 1会議を開催し、現在FDIS（国際規格案）段階に至っており、順調に規格開発を進めている。

また、2017年5月のSC 12アトランタ会議にて、粗さが非常に良い鋼球やセラミック球

の表面粗さを測定する機器を校正する国家規格等の有無を調査することを決定し、CIB（委員会内投票）を行った。調査により提出された意見について、今後検討を行う。

加えて、ISO 20515（転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法及び公差）に対する定期見直し投票が2017年9月期限で行われ、投票結果に基づき、改正する方針とした。

②2017年度におけるISO/TC 4会議

a. ISO/TC 4アトランタ総会

2017年5月にTC 4総会がアメリカのアトランタにて行われた。日本からは5社12名が参加した。

ISO/TC 4アトランタ総会日程

| 日付 | 時間 | 会議室1 | 会議室2 | 会議室3 |
|--------------|-----------------|---------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 5月15日 (月) | 午前 | ① SC 5/WG 3 (針状ころ及びトラックローラへのGPS適用) | ③ TC 4/WG 18 (用語) | |
| | 午後 | ② SC 8/WG 7 (ハイブリッド軸受の定格荷重) | | ④ SC 11 (リニア軸受) |
| 5月16日 (火) | 午前 | ⑤ SC 4/WG 7 (ISO 492の改正) | ⑦ SC 5/WG 1 (針状ころ軸受－寸法及び公差) | |
| | 午後 | ⑥ SC 8/WG 8 (球面滑り軸受の定格荷重) | ⑧ SC 5 (針状、円筒及び自動調心ころ軸受) | ⑨ SC 4/WG 5 (ISO 1132-1の改正) |
| 5月17日 (水) | 午前 | ⑩ SC 11/WG 2 (ISO 13012-1及び-2の改正) | ⑫ TC 4/WG 23 (グリースノイズ試験) | |
| | 午後 | ⑪ SC 4/WG 6 (ISO 1132-2の改正) | | |
| 5月18日 (木) | 午前 | ⑬ SC 9 (円すいころ軸受) | ⑮ SC 4 (公差、公差の定義及び記号(GPSを含む)) | |
| | 午後 | ⑭ SC 12 (玉軸受) | ⑯ SC 8 (定格荷重及び寿命) | |
| 5月19日 (金) | 8:30～ | ⑰ TC 4/AG 1 (TC 4諮問グループ1) | | |
| | 10:30～ 17:00 | ⑱ TC 4本会議 | | |

b. ISO/TC 4 ストックホルム WG 会議

2017年11月にスウェーデン・ストックホルムにて、TC 4 及びその SC の WG 会議が行われた。日本からは5社10名が参加した。AG 1 会議において、2019年5月のTC 4 総会を日本で開催することが決定された。

ISO/TC 4 ストックホルム WG 会議日程

| 日付 | 時間 | 会議室 1 | 会議室 2 | 会議室 3 |
|---------------|----|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 11月27日 (月) | 午前 | ① SC 4/WG 7 (ISO 492 の改正) | | |
| | 午後 | | | |
| 11月28日 (火) | 午前 | ② TC 4/WG 15 (部品ライブラリーリファレンス辞書) | ③ TC 4/AG 2 (TC 4 諮問グループ2) | ④ SC 5/WG 4 (ISO 12297-1 の制定) |
| | 午後 | | | ⑤ SC 8/WG 8 (球面滑り軸受の定格荷重) |
| 11月29日 (水) | 午前 | ⑥ SC 4/WG 5 (ISO 1132-1 の改正) | ⑦ TC 4/WG 23 (グリースノイズ試験) | ⑧ TC 4/SC 5/TF 1 (SC 5 のタスクフォース) |
| | 午後 | | | |
| 11月30日 (木) | 午前 | ⑨ SC 6/WG 1 (ISO 9628 の改正) | ⑩ TC 4/AG 1 (TC 4 諮問グループ1) | |
| | 午後 | | | |

③ISO/TC 4 における各委員会の作業状況

各委員会の活動状況は下記の通りである。

a. ISO/TC 4 (転がり軸受) 関連

ア. 制定作業中の規格

○ISO 21250-1、-2、-3 及び-4 (グリースノイズ試験)

転がり軸受用グリースノイズ試験に関する規格の制定作業が WG 23 にて行われている。欧州で使用している試験方法である-2 (試験及び評価方法 BQ) 及び-3 (試験及び評価方法 MQ) が NP (新業務項目提案) として承認されたため、その対抗措置として、日本からも日本で一般的に使用している試験方法である-4 (試験及び評価方法 NQ) の提案を行い、現在それぞれの規格案の審議が行われている。

イ. 改正作業中の規格

○ISO 5593 (用語)

2017年5月にWG 18 (用語) アトランタ会議が開催され、DIS (国際規格原案) 投票結果を審議した。

○ISO/TS 23768-1 (部品ライブラリーリファレンス辞書)

ISO 5593 (用語) の改正に際しての変更内容を ISO/TS 23768-1 に反映させることを目的と

して、WG 15 にて改正作業を行っている。

ウ. 定期見直しの規格

○ISO 15241 (物理量の記号)

定期見直し投票の結果に基づき改正が決定した。

エ. 発行された規格

○ISO 15 (ラジアル軸受－主要寸法、一般計画)

2017 年 7 月に発行された。

○ISO 15242-3 及び-4 (振動の測定方法－第 3 部及び第 4 部)

2017 年 8 月に発行された。

b. ISO/TC 4/SC 4 (公差) 関連

ア. 制定作業中の規格

○ISO 22872 (公差－GPS に基づく用語及び定義)

2017 年 5 月の SC 4 アトランタ会議にて、公差に関わる現行規格 ISO 1132-1 (公差－第 1 部：用語及び定義) の定義と GPS に基づく定義とを併記する方法について審議を行った。その結果、ISO 1132-1 は GPS を適用していない規格のために現状のまま残し、GPS に基づく用語及び定義を新しい規格番号 ISO 22872 として制定することが決議された。

イ. 改正作業中の規格

○ISO 199 (スラスト軸受－製品の幾何特性仕様 (GPS)、許容差及び許容値)

2017 年 5 月の SC 4 アトランタ会議にて、改正作業中の ISO 492 が FDIS (最終国際規格原案) 段階に進んだのちに改正を行うことが決定した。

○ISO 492 (ラジアル軸受－製品の幾何特性仕様 (GPS)、許容差及び許容値)

欧州から提案のあった寸法範囲の拡大について、審議を行っている。

○ISO 582 (面取り寸法－最大値)

GPS 規格を管轄する TC 213 (製品の寸法・形状の仕様及び評価) において制定作業中の ISO/DIS 21204 (エッジ表記) の内容に基づいた改正検討を開始している。

○ISO 1132-1 及び ISO 1132-2 (公差－第 1 部：用語及び定義、第 2 部－検証の原則及び定義)

2017 年 5 月の SC 4 アトランタ会議にて、GPS を適用していない規格のために改正をせず現状のまま残すこととなった。

c. ISO/TC 4/SC 5 (針状ころ軸受) 関連

ア. 制定作業中の規格

○ISO 12297-1 (鋼製円筒ころ)

2017 年 5 月の SC 5 アトランタ会議において、SC 5/WG 4 を設置し、現行規格の ISO 12297 に GPS を適用して ISO 12297-1 として制定することが決定した。

○ISO 12297-2 (セラミック製円筒ころ)

2018年2月にFDIS（最終国際規格原案）投票が終了し、規格発行待ちである。

イ. 改正作業中の規格

○ISO 3030（ラジアル保持器付き針状ころ）及びISO 3031（スラスト保持器付き針状ころ及びスラストワッシャー）

SC 5/WG 1にてDIS（国際規格原案）作成のための審議が行われている。

○ISO 3096（針状ころー寸法及び公差）及びISO 7063（針状ころ軸受、トラックローラー主要寸法及び公差）

SC 5/WG 3にてDIS（国際規格原案）投票結果の審議が行われ、現在、FDIS（最終国際規格原案）の回付待ちである。

ウ. 発行された規格

○ISO 246（円筒ころ軸受のL形つば輪）

2018年2月に発行された。

d. ISO/TC 4/SC 6（インサート軸受）関連

ア. 改正作業中の規格

○ISO 9628（インサート軸受及び偏心固定輪）

SC 6/WG 1にてDIS（国際規格原案）作成のための審議が行われている。

イ. 定期見直しの規格

○ISO 3228（インサート軸受用鋳造及び鋼板軸受箱）

2018年1月に定期見直しのための投票が回付された。

e. ISO/TC 4/SC 7（球面滑り軸受）関連

現在のところ、特に審議案件はない。

f. ISO/TC 4/SC 8（定格荷重及び寿命）関連

ア. 新規制定作業中の規格

○ISO/TR 20051（球面滑り軸受ー定格荷重係数の導入）

SC 8/WG 8にてDTR（技術報告書案）の審議が行われている。

イ. 改正作業中の規格

○ISO/TR 1281-1及び-2（ISO 281の補足説明資料ー第1部及び第2部）

2017年5月のSC 8アトランタ会議で、改正を行うことが決定した。

○ISO/TR 10657（ISO 76の補足説明資料）

DTR（技術報告書案）が承認されており、現在発行待ちである。

ウ. 定期見直しの規格

○ISO/TS 16281（合成荷重を受ける軸受の修正基準定格寿命の計算方法）

2017年5月のSC 8アトランタ会議で定期見直し投票結果の審議が行われ、TS（技術仕様書）ではなくISO規格として開発を行うことが決定した。

エ. 発行された規格

○ISO 76 Amd 1（静定格荷重－追補1）

2017年10月に発行された。

○ISO 15312（熱定格回転速度－計算方法及び係数）

2018年2月に発行された。

○ISO 20015（球面滑り軸受の定格荷重）

2017年8月に発行された。

○ISO 20056-1及び-2（ハイブリッド軸受の定格荷重の計算）

2017年12月に発行された。

g. ISO/TC 4/SC 9（円すいころ軸受）関連

ア. 定期見直しの規格

○ISO 355（円すいころ軸受－主要寸法及び系列番号）

2017年5月のSC 9アトランタ会議で、軽微な修正のために改正を行うことが決定した。

○ISO 10317（円すいころ軸受－呼び番号方式）

定期見直しが行われている。

h. ISO/TC 4/SC 11（リニア軸受）関連

ア. 改正作業中の規格

○ISO 13012-1及び-2（スリーブ形リニア玉軸受用附属品－第1部及び第2部）

SC 11/WG 2にてCD（委員会原案）投票結果の審議が行われ、現在、DIS（国際規格原案）の回付待ちである。

イ. 定期見直しの規格

以下の規格について定期見直し作業が行われ、改正が決定した。

○ISO 10285（スリーブ形リニア玉軸受）

○ISO 12090-1及び-2（リニアガイドウェイの主要寸法及び公差－第1部及び第2部）

○ISO 24393（リニア軸受－用語）

i. ISO/TC 4/SC 12（玉軸受）関連

ア. 新規制定作業中の規格

○ISO 19843（セラミック球－切欠き球による強度測定方法）

2017年12月にDIS（国際規格原案）投票が終了し、FDIS（最終国際規格原案）規格発行待ちである。

イ. 定期見直しの規格

○ISO 20515（ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法及び公差）
定期見直しの結果、改正が決定した。

(2) JIS 関連

ベアリングの JIS 規格について、工業標準化法に基づく手続きに対応した機関である JIS 転がり軸受原案作成委員会への協力などを通じて、関係する業界とも協力し、また学識経験者などの意見を聞きつつ、制定・改正の原案作成を行う。

日本工業標準調査会等の更なる電子化に対応し、JIS 審議体制及び原案作成の電子化を更に推進している。

これにより、標準化を促進し、国内外の産業の発展に寄与している。

①JIS 制定等の計画の一般公開及び意見受付の実施

技術部会が立案した JIS 制定等の計画を、JIS 転がり軸受原案作成委員会への意見聴取を経て、平成 30 年 1 月 9 日から 2 月 8 日の期間、工業会ホームページ「標準化情報」のページにより一般に公開し、意見受付を実施した。意見等の申出はなくこの期間を経過したため、技術部会において、この計画を決定した。

②JIS 転がり軸受原案作成委員会における原案作成の進捗状況

JIS 転がり軸受原案作成委員会は、その下に、JIS 原案の素案を作成することを目的とする専門委員会を設置している。この専門委員会には、当工業会の技術的な専門家に加え、経済産業省（以下「METI」）及び（一財）日本規格協会（以下「JSA」）のご支援及びご協力により、規格の用途・趣旨に関する専門家（METI）及び規格の様式に関する専門家（JSA）に、委員または関係者としてご参加いただいている。このように JIS 原案の素案の作成段階から外部の専門家との調整を行っている。

個々の規格の進捗状況としては、次のとおりである。

a. 改正作業中の規格

○JIS B 1536-2（転がり軸受－針状ころ軸受の主要寸法及び公差－第 2 部：内輪なしシェル形）

2018 年 2 月に JIS 転がり軸受原案作成委員会の審議を行ない、2018 年度に申出予定である。

③JIS B 1514-1 及び-2 規格発行報告会

2017 年 9 月に転がり軸受の JIS に初めて GPS を適用した公差規格である JIS B 1514-1 及び-2 が発行されたことを受け、改正発行周知と理解促進の手助けを目的とした報告会を、2018 年 3 月 7 日（水）に東京にて、3 月 16 日（金）に大阪にて開催した。12 社から約 70 名が参加した。

(3) BAS 関連

WTO/TBT 協定「適正実施基準」のルールに従い、計画と制定・改正案の公表を国内外に実施して広く意見を求めるながら、BAS 規格につき所要の制定・改正を行う。

個々の規格の進捗は、特にない。

(4) 関連団体との協力

①次の関連団体と、標準化について相互協調を図っている。

(一社) 国際標準化協議会、(一財) 日本規格協会、(国研) 産業技術総合研究所、(一財) 日本軸受検査協会、(一社) 日本自動車工業会、(一社) 日本電機工業会、(一社) 日本建設機械施工協会、(一社) 日本産業車両協会、(一社) 日本産業機械工業会、(一社) 日本鉄鋼連盟、(一社) 日本工作機械工業会、(一社) 日本工作機器工業会、(一社) 日本航空宇宙工業会、(一社) 日本ファインセラミックス協会

②関連機関及び団体への協力として下記の業務で貢献した。

a. 日本規格協会への協力

日本規格協会の JIS ハンドブック編集委員会（機械要素(ねじを除く)）の委員に当工業会が任命されている。同委員会が 2016 年 9 月に開催され、当工業会から委員として参加した。

b. ISO/TC 213 (GPS、製品の寸法・形状の仕様及び評価) 東京会議への協力

TC 213 の東京会議が、2017 年 8 月から 9 月にかけて開催された。日本ベアリング工業会は、日本規格協会が事務局を務める TC 213 東京大会実行委員会から要請のあった賛助金の協力を行った。また、工業会は、TC 213 会議期間内に開催された TC 4/AG 2 (諮問グループ 2) 会議及び TC 4 に関する TC 213 の会議等に参加した。日本としての会議招致は成功裏に終了した。

付表 1 ISO/TC 4 の組織

| TC | SC | WG | 名 称 | 幹事国 (WG はコンビーナ所属国) |
|-------|------------------------|------------------------|--------------|-----------------------|
| TC 4 | WG 15 | 転がり軸受 | スウェーデン (SIS) | |
| | | 部品ライブラリーリファレンス辞書 | (フランス) | |
| | | 用語 | (スウェーデン) | |
| | | グリースノイズ試験 | (オーストリア) | |
| | | AG 1 TC 4 諮問グループ 1 | (ベルギー) | |
| | AG 2 | TC 4 諮問グループ 2 | (オーストリア) | |
| SC 4 | 公差、公差の定義及び記号 (GPS を含む) | | スウェーデン (SIS) | |
| | WG 5 | ISO 1132-1 の改正 | (イギリス) | |
| | WG 6 | ISO 1132-2 の改正 | (ドイツ) | |
| | WG 7 | ISO 492 の改正 (寸法範囲の拡大) | (ドイツ) | |
| | SC 5 | 針状、円筒及び自動調心ころ軸受 | フランス (AFNOR) | |
| SC 5 | WG 1 | 針状ころ軸受－寸法及び公差 | (アメリカ) | |
| | WG 2 | セラミック製円筒ころ | (オーストリア) | |
| | WG 3 | 針状ころ及びトラックローラへの GPS 適用 | (ドイツ) | |
| | WG 4 | ISO 12297-1 の制定 | (ドイツ) | |
| | TF 1 | SC 5 のタスクフォース | (フランス) | |
| SC 6 | インサート軸受 | | アメリカ (ANSI) | |
| | WG 1 | ISO 9628 の改正 | (スウェーデン) | |
| SC 7 | 球面滑り軸受 | | ドイツ (DIN) | |
| SC 8 | 定格荷重及び寿命 | | ドイツ (DIN) | |
| | WG 7 | ハイブリッド軸受の定格荷重 | (ドイツ) | |
| | WG 8 | 球面滑り軸受の定格荷重 | (ドイツ) | |
| SC 9 | 円すいころ軸受 | | アメリカ (ANSI) | |
| SC 11 | リニア軸受 | | アメリカ (ANSI) | |
| | WG 2 | ISO 13012-1 及び-2 の改正 | (ドイツ) | |
| SC 12 | 玉軸受 | | 日本 (JISC) | |
| | WG 1 | セラミック球の強度試験 | (オーストリア) | |

付表 2 ISO/TC 4/SC 12 の管轄規格

| 規格番号 | ISO 規格名称 |
|------------|--------------------------------------|
| ISO 3290-1 | 転がり軸受－玉－第 1 部：鋼球 |
| ISO 3290-2 | 転がり軸受－玉－第 2 部：セラミック球 |
| ISO 8443 | 転がり軸受－外輪フランジ付ラジアル玉軸受－フランジ寸法 |
| ISO 12044 | 転がり軸受－単列アンギュラ玉軸受－外輪正面側の面取寸法 |
| ISO 20515 | 転がり軸受－ラジアル軸受、固定用切欠き－寸法及び公差 |
| ISO 20516 | 転がり軸受－調心座スラスト玉軸受及び調心座金付きスラスト玉軸受－主要寸法 |

3. 海外市場施策及び国際交流に関する事業

(1) 貿易及び海外生産の動向

①平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までのベアリング輸出動向

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの軸受完成品（玉軸受＋ころ軸受＋軸受ユニット）の輸出（財務省「貿易統計」）は、金額 3,909 億 8,100 万円、対前年同期比 112.8% となった。

市場別にみると、アメリカ向けは金額 612 億 3,000 万円、対前年同期比 113.3%、EU 向けは金額 712 億 4,400 万円、同 116.8%、アジア向けは金額 2,252 億円、同 112.9%（うち中国向けは金額 800 億 1,200 万円、同 117.9%）となった。

②平成 29 年 4 月から平成 30 年 2 月までのベアリング輸入動向

平成 29 年 4 月から平成 30 年 2 月までの軸受完成品（玉軸受＋ころ軸受＋軸受ユニット）の輸入（財務省「貿易統計」）は、金額 591 億 8,600 万円、対前年同期比 109.7% となった。

地域別にみると、アメリカからは金額 79 億 7,900 万円、対前年同期比 91.9%、EU からは金額 95 億 2,100 万円、同 117.7%、アジアからは金額 410 億 1,500 万円、同 112.0%（うち中国からは金額 197 億 6,600 万円、同 104.1%）となった。

③海外生産統計

工業会会員による海外生産の実態把握を目的として、年 2 回、3 月と 10 月に調査を実施し、集計期間を上期（1 月から 6 月）と下期（7 月から 12 月）に分けて作成している。対象品目は、玉軸受、ころ軸受、軸受ユニットの軸受完成品であり、集計はこれらについての海外生産金額の合計額である。

調査によると会員企業の海外生産金額は、平成 29 年下期（平成 29 年 7 月から 12 月）は 3,317 億 7,100 万円、海外生産比率 47.8% であった。

国内生産と海外生産を合計した世界生産の金額は、平成 29 年は 1 兆 3,642 億 8,100 万円、対前年比 111.8%、平成 29 年下期（平成 29 年 7 月から 12 月）は 6,946 億 1,500 万円、対前年同期比 113.5% となった。

*海外生産統計の目的は海外生産比率の動向をみるための概括的指標を示すことであり、海外生産金額の値は概括的な数値である。

(2) 米国との間の通商問題

経済産業省は、WTO の精神に則り公正で自由な世界貿易が確保されるよう、政府間交渉の場を通じて、アンチ・ダンピングの不適切な運用として、バード等の問題提起を続けてきている。これに関して、経済産業省関係部局と当工業会との間で、情報交換を適時行い、当工業会からの要望を伝えるとともに、政府に積極的に協力してきている。

①バード修正条項

米国は、2006年2月に2005年10月に遡って本条項を廃止したものの、2007年9月末までに通関された貨物については分配の対象とする経過措置を残した。これに対して日本政府はWTO上認められた対抗措置を毎年延長し実施してきたが、年々分配額が減少し、これに伴い2012年は4%（品目は円錐ころ軸受のみ）となった。

しかしながら、2012年、米国は、分配に係る裁判（日欧企業による分配に対する訴訟）により留保されていた分を加えて約81.5億円を分配（2011年は1.6億円）。当工業会を含め産業界からの意見を聴取したうえで、関係省庁（経済産業省、財務省など）間での調整の結果、政府は、鉄鋼4品目、ベアリング関連9品目（すべり軸受を含む）の計13品目に、2013年9月1日より1年間、17.4%の追加関税を賦課することを決定した。続く2013年の分配額は約25万円に減少。政府は、分配額が僅少であり対抗措置としての効果は極めて限定的となると判断し、2014年9月1日以降、報復関税措置の延長は行わず、その権利を留保した。また、2014年の日本関連品目の分配額については約144万円、日本製ベアリングに係る分配はゼロであった。このため、政府は、2014年次に引き続き、2015年次も報復関税措置の延長は行わずその権利を留保した。

2015年の分配は、2015年12月に米国商務省から公表され、日本製ベアリングにかかる分配額はゼロ（他国製ベアリングに係る分配もゼロ）であった。しかし商務省は2016年3月28日に2015年分配の訂正版配布レポートを公表、日本製ベアリングの留保分が分配されていることが判明した。その概要は、次のとおり。

- ・日本製ベアリングに係る分配額は、約78.7億円（約7000万ドル、3月の為替レート113円／ドル）
- ・日本製以外ではUK、フランス、イタリア製が分配有。スウェーデン、ドイツ製などは分配無（未分配の分配可能額は有）

日本製ベアリングに係る分配はゼロとの2015年末の商務省公表に基づき日本政府は2016年の対抗措置の検討を終えていたところへ、2016年3月の商務省の訂正版公表で多額の分配が行われたことが判明したことから、日本政府は対抗措置について再検討に入った。

一方、分配に係る裁判が2015年に終結したことから、日本製ベアリングの留保分分配が2015年にあることを想定しての同年の通商対策専門委員会での議論は次のとおりであった。

- ・初めて対抗措置を実施した2005年当時と違い、今では多くの日本のベアリング企業が海外で、とりわけ米国で生産して日本に輸入している。これまで通りの論理で報復関税課税対象をベアリング、鉄鋼関係に絞った場合、今回は分配が多額であることから、高関税が日本のベアリング企業の米国からの輸入にかかることになる。
- ・また今回の分配を受けて、日本製ベアリングに係る多額の分配は今回が最後と考えられる。対抗措置を発動しても、履行を求めるべき対象が将来に残っていない。

以上のことから、2016年5月開催の国際部会で、日本政府から対抗措置について当工業会が意見を求められた場合は「対抗措置の対象品目選定においては、ベアリングは外してほしい」旨のみを伝えることで合意した。

同年 8 月、外務省、財務省、経済産業省の 3 省の対抗措置に係る見解がまとまつた。その内容は次のとおり。

「対抗措置については、日本政府としてはその分配時期に關し暦年単位で整理し対処する制度である。2016 年 3 月末における米政府の告示に掲載されている約 7000 万ドルの分配について、米政府に問い合わせたところ、その分配された時期が 2015 年 12 月を越え 2016 年 3 月末であることが確認された。従つて、この約 7000 万ドルについては本年 9 月からの対抗措置の対象にはならず、また本年 9 月から対抗関税措置が執られることはない。対抗措置を執る次回のタイミングである来年 9 月からの対応については、当然のことながら、今後の諸情勢をも勘案して今後政府内で検討されていくこととなり、現時点では未定である。」

更に、2016 年 12 月には、2016 年度分として 880 万ドルの分配が行われた。以上を踏まえ、日本政府は対応方針を検討していたところ、2017 年 12 月に「対抗措置の権利を留保」し、その旨の通報を WTO に行った。

②Differential Pricing Analysis (DPA)

ダンピング・マージンを計算するプログラムである「ゼロイング」を不当な計算方法として、日本政府は長い間 WTO の場で WTO 協定違反として争っていたところ、日本の主張を認めた WTO 勧告がなされ、その結果、ゼロイング撤廃を約束する覚書を米国政府と合意するに至った（2012 年 6 月）。しかしながら、その後、米国商務省は新しい運用への動きを見せている。即ち、マージン計算プログラムとして新たに DPA を採用し、いくつかの国とのダンピング問題において既に適用を始めている。DPA は、統計手法を用い、米国市場を一体としてみるのではなく、特定の顧客・地域・時期の観点で細分化された市場に着目してダンピング判定を行い、ゼロイング有りでアンチ・ダンピング税を算出するもの。ベアリング業界では、第 21 回年次レビューの再計算の際に適用されている。また、現在 AD 調査中の韓国製円すいころ軸受については、仮決定では DPA が使われている。通商対策専門委員会では、今後も、米国政府の動きに注視し、必要があれば、日本政府とも協力をしていく。

（3）FTA/EPA

通商対策専門委員会は、経済連携協定交渉におけるベアリングの原産地規則、原産地証明制度等について、適宜、政府に要望を伝えるとともに交渉に必要な資料の提出等協力を実行できている。

（4）HS 品目分類

各国における適正・公平な関税賦課のためには、世界各国が協調して多種多様な輸出入貨物の適正な品目分類を行うことが必要。このため、各国の税関当局から構成された WCO（世界税関機構）において世界共通の品目表（HS 品目表）が作成されており、技術進歩等を反映し 5 年に 1 回改正されている。しかし、近年は技術革新のスピードが速く、各国間の分類解

釈の相違も発生しており、WCO はその内部組織である HS 委員会（世界共通の品目表である HS 品目表を作成）において、その適正化及び明確化を適宜図ってきている。日本政府としても、財務省関税局が代表となり、HS 委員会への提案などに努めてきている。ベアリングについても、経済産業省産業機械課による財務省関税局との協議を経て、日本案が HS 委員会に提案される。工業会はこうした政府の作業に情報提供を含め協力をしている。

(5) WBA (World Bearing Association 世界ベアリング協会)

WBA は、グローバル化の進展の中で、日米欧の間の協力をより一層効率的に進めるため、WBS を発展的に解消して、2006 年 9 月に設立されたものである。

① WBA リーガル・カウンセル

WBA においては、2009 年よりアンチトラスト・コンプライアンスの体制を確保し、アンチトラスト弁護士（ベーカー&マッケンジー：B&M）による書類・資料のリーガル・チェックと会合のモニタリングのもとで、総会（2011 年～2013 年は首脳会合）、委員会が運営され、各分野の活動が進められている。

② 2017 年 WBA 総会の結果

日時；2017 年 9 月

26 日（火） 事務局会議

27 日（水） 偽造対策委員会（午前 9:00～午後 3:20）

夕方レセプション（午後 7:00～8:30）

28 日（木） 総会（午前 9:00～11:57）

偽造対策委員会（午後 1:00～1:40）

場所；シェラトン都ホテル東京

※WBA 総会の日本開催は、2009 年総会以来 8 年ぶり。横山 WBA 会長（ベア工会長、JTEKT 社長）がホストとして、椿山荘で開催（役職は当時）。

a. 総括

内山 WBA 会長・議長のもと、アジェンダ通りに議論が行われた。議事には対処方針に沿って対応した。事業では、偽造対策の 2017 年事業報告、2018 年事業計画が審議され承認された。Authentication system は 7 社参加で継続を承認。会長任期は 2 年間なので、翌年も JBIA が WBA 総会をホストすることになる。次回は 2018 年 9 月 28 日に東京開催を予定。

総会前夜祭のレセプション（27 日）では、JBIA 会員（12 名）も歓迎のため参加した。

参加者は次のとおり。

【WBA 役員】

- 内山 WBA 会長、JBIA 代表（NSK 社長）
- 安形 WBA 副会長、JBIA 代表（JTEKT 社長）
- ダニエルソン WBA 副会長、FEBMA 代表（SKF 社長）

- カイル WBA 副会長、ABMA 代表 (TIMKEN 社長)

※スピンドラーWBA 副会長、FEBMA 代表 (Schaeffler 産業部門 執行役) は欠席した。

【議長】

- ベルグフェルト WBA 偽造対策委員会議長 (SKF ゼネラルカウンセル兼副社長)
- ビッシェルメイヤーWBA Authentication system 委員会議長
(Schaeffler ブランドプロテクションリーダー・弁護士)

【事務局】

- 宮下 JBIA 副会長 兼 専務理事
- 石浦 JBIA 国際部長
- 岡野 JBIA 国際部マネージャー
- ロウォルド FEBMA 事務局長
- ステンガーABMA 業務部長—ABMA 事務局長は不参加。

*B&M 阿江弁護士が会議のモニタリングで同席。

*ABMA 事務局長は、総会の直前にソースビィ氏からコーフィールド氏に交代。このため、ステンガー氏のみの参加となった。なお、コーフィールド新事務局長は 2016 年総会まで事務局長であった人物で、ソースビィ氏の退任により復帰することとなった。

b. WBA 偽造品対策委員会報告 (詳しくは下記③を参照)

2018 年の計画として、中国ロビーイング（中央は税関総署、地方は北京税関、山東省濟南税関セミナー等）、アジア太平洋地域（シンガポールを継続）、広報啓発活動 Awareness Campaign（本年リニューアル予定のウェブの多言語化、閲覧数増の検討）などが審議され、2017 年報告とともに承認された。

c. Authentication system 委員会報告 (詳しくは下記④を参照)

JBIA は、JBIA メンバー4 社の参加を回答し、全社参加（7 社）での事業継続が承認された。ビッシェルメイヤー議長 (Schaeffler)、担当事務局 (FEBMA) は継続。今後、JBIA の新規参加企業 3 社の委員登録を皮切りに、電話会合を開始した。

d. 2018 年予算

対処方針の枠内 (27.2 万ドル) である、264,995 ドルで承認された。

内訳： 偽造対策 USD135,995

Authentication system USD 84,000 (MAX EUR 7 万 : 換算 EUR=USD1.2)

リーガル USD 45,000 (総会においては、B&M の 5 万ドル提案に
対し、4.5 万ドルとされた。今後、FEBMA と
B&M ブラッセル (主担当) とが交渉)

e. 次回総会—JBIA ホスト

【日程】2018 年 9 月 — 全日程は本年と同じ 3 日間 : 26 日 (水) ~28 日 (金)

26 日 (水) 事務局会議

27 日 (木) 偽造対策委員会、夕方レセプション

28日（金）午前 総会・午後 偽造対策委員会

暫定なので、2018年1月にJBIAからABMA、FEBMAにメール送信し、日程を確定した。

【場所】東京 会場は今後JBIA内で検討。

③ WBA 偽造対策委員会

WBA 偽造対策委員会は、総会前では、2017年3月7日、4月7日、6月22日、8月22日に電話会議を実施。また、9月7日にロビー活動のためシンガポールに集まった際、2017年の事業進捗と2018年計画を検討するためシンガポール会議を開催。その後、WBA 総会前日の9月27日の東京会議（1日目）では、2017年の最終報告を作成、2018年の計画を立案し、翌28日のWBA 総会へ提案した。同日午後の東京会議（2日目）では、総会結果の報告と各々の事業にかかる作業の確認、また、次回の面談会議を中国あるいはシンガポールロビーのタイミングで開催することを合意した。

総会後も、12月4日、2018年2月7日に電話会議を、3月19日にはシンガポールで偽造対策委員会を開催し、各事業の進捗の確認や問題点、各社の偽造対策の体制等について議論した。

東京会議参加者は次の通り。

委員：ベルグフェルト議長（SKF）

内田（NSK）、野並（NTN）、岡島（NACHI）、

アストロム（SKF）、ビッシェルメイヤー（Schaeffer）、趙（TIMKEN）

事務局：宮下専務理事、石浦、岡野（JBIA）、

ロウォルド（FEBMA）、ステンガー（ABMA）

リーガルモニター：阿江弁護士（B&M）

*ジェイテクトは止むを得ない事情のため参加できず。

シンガポール会議参加者は次の通り。

委員：内田（NSK）、平岡（JTEKT）、野並（NTN）、岡島（NACHI）、

ブラバアト（SKF）、ビッシェルメイヤー（Schaeffer）、趙（TIMKEN）

事務局：石浦、岡野（JBIA）、ロウォルド（FEBMA）、ステンガー（ABMA）

リーガルモニター：チア弁護士（B&M）

総会への2017年報告、2018年計画提案およびシンガポール会議での進捗は次のとおり。

a. 中国中央政府機関ロビー

a-1. 2017年結果

ア. 中国海關総署 法規局知財保護處：4月25日（2011年以来7回目の会合）

従来通り、WBAで集計した差止統計とその分析を説明するとともに、メンバー各社の摘発につながる情報を提供したところ、黄処長から高い評価を受けた。また2017年の地方ロビー計画（済南、黄埔）について承諾と協力の約束を得た。

偽造ベアリングの流通が小口化している最近の傾向について、総署より次のような要

請があった。前年に差押えられた偽造ベアリングの半数以上は、郵便・宅配便ルートによるものであり、それらはインターネット発注によるものが多い。また、差出人の情報は正しくなく中継も多いため、当局が偽造業者を突き止めるのを難しくしている。メンバーが偽造業者に関する情報を入手した場合には、総署に提供願いたい。

また来年の会合を期待している旨、黄処長より言及があった。

イ. 中国商務部 全国打撃侵權假冒領導小組弁公室：4月 26 日（通算 2 回目の会合）

当日は「世界知的所有権の日」であったためか、会合には上記部署の職員だけでなく、中国軸承工業協会、中国商標協会、Alibaba、中国電子商会等、中国反侵權假冒創新戦略連盟等の業界団体も事前連絡なしに同席していた。

WBA から偽造ベアリングを使用に伴うリスクを説明し、取り締まりの優先順位を食品や医薬品と同等レベルに引き上げることを要請。偽造品が押収されない場合にもレザーマーキング装置を差押える（受注ごとにノーブランド品に刻印するため、偽造ベアリングそのものの摘発が困難になっている事情あり）等、刑事訴訟に係る運用の改善等を要請した。それに対し、弁公室総処長はその場での回答は留保したものの、今後の交流と協力関係を続けることが重要との認識を示した。

a - 2. 2018 年計画

海関総署：法規司知識産権処 一総署との長年のパイプを維持

b. 中国地方政府ロビーとエンフォースメント

b - 1. 2017 年結果

济南市がある山東省内陸部は偽造ベアリングを多量に生産していると思われる地域であること、同市は中国の北方への貿易地として重要な拠点であること、济南税関は設立されたばかりの新しい税関官署であり、早期のパイプ作りが有効と考えられたことから、济南税関を訪問。広州市は、中国の重要な産業地域であり、その海外への出口となる珠江デルタ地域の黄埔税関は通関量が多いこと及び香港ルートにも関係してくることから、黄埔税関を訪問。

ア. 济南税関：7月 10 日（初めての会合）

中国で最も新しい主要税関（2012 年 12 月設立）。知財保護に力を入れているが、通関の迅速化が中央政府の方針となっているため、疑わしい貨物の差し止めが難しくなっている。そのため、疑義貨物・偽造品について権利者からタイムリーな情報提供が重要と強調。また、情報提供だけでなく、差止時の権利者の対応によって、その後、同権利者製品に対する税関の検査率が変わると言及し、協力を求めた。また、効率的に偽造品差押えができるよう、職員向けの WBA 真贋判定セミナー開催を依頼された。

イ. 黄埔税関：7月 12 日（初めての会合）

知的財産権保護に重点を置いており、過去 12 年間に知的財産権保護賞を 9 回受賞、本年は WIPO から商標保護に関して金賞を受賞した。生命の危険にかかるものとして、食料、製薬、自動車部品等と共に、ベアリングも重要品と位置付けている。

ノーブランドベアリングが第三国で商標が刻印されている問題については対処が難しうるが、WBA と協力したい意向を表明。また、中国国外で差押えがあり、事案に係る中国国内輸出業者等の情報を権利者が提供した場合では、中国当局が処罰することはできないが、被疑者を別件で法執行する参考情報となり得ると説明。

ウ. 山東省公安庁：7月10日（初めての会合）

同庁は、2013年に全国大会で一等賞を授与。偽ベアリングに対しては2012年以降53件、63件の法執行を実施している。

同地代理店が偽造品を販売したため摘発を受けたが、その後も偽造品を販売している事案について対応策を仰いだところ、もう一回行政措置をとることを助言された。例え1件あたりの摘発が刑事訴追基準に達していなかったとしても、複数回行政処置により刑事措置をとることが可能になるとの説明があった。

現在、同局では顧客が偽造品を購入してしまうことを防止する活動を権利者と一緒に展開していく予定はないが、今後検討していくべきと言及した。

エ. 広州市工商局：7月13日（初めての会合）

同局では、管内に偽造ベアリングが流通していることを把握しており、流通経路を断つことを目指している、また、偽造品製造は、社会コストが高くつく危険なビジネスであることを、犯罪意識の薄い偽造製造業者を含め広く啓発する必要性について述べた。

訴追基準をクリアした案件について、刑事移送を試みるもの、ほとんどが公安で拒否されることについて想定される理由を確認したところ、次の3つの可能性を指摘された。「AIC の報告や証拠が公安に認められない」「権利者の確認書が偽造された数量と価値を証明するのに十分でない」「工商局の報告書が不完全」。

同局では、インターネット取引の事件を処理する部門を設置している。

b - 2. 2018年計画

空輸による偽造品の小口輸送が増加していることから、北京を選定。また、(i) 山東省内陸部に偽造ベアリングの生産工場が多いこと、(ii) 2017年の濟南税関訪問時に先方から新設税関であることからトレーニングセミナーを要請され、これに応えることは意味が大きいと考えられることから、濟南税関を含む山東省を選定。訪問時期は、北京を4月下旬、濟南を含む山東省は6月を予定している。

税関：北京税関

　　山東省濟南税関（トレーニングセミナーを予定）

摘発機関：北京市公安、山東省内陸部の公安および工商局

事前レイド：各社個別に北京市、山東省で実施

c. EU ロビー

BASCAP (Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy : ICC国際商業会議所が立ち上げた活動)

c - 1. 2017年結果

BASCAP には団体は加入できないため、WBA を代表し SKF が 2015 年末より参加。BASCAP の活動及び関連する組織の活動に対し WBA の意見・情報を提示。BASCAP あるいは関連する組織の会合に参加、収集した情報を WBA 内で共有してきた。2017 年は中国広東省ロビー、インド E-commerce の会合や研修に参加。ベトナム WG にも参加し、情報収集を行った。

c – 2. 2018 年計画

引き続き SKF が BASCAP の会員となり、BASCAP の重要な分野をモニターして、地域 WG (インド、ベトナム) にも参加する。会合前には、SKF はアジェンダ等を委員に配付し、委員会の意見を確認し、会合後についてもフィードバックをする。

c – 3. 進捗

OLAF (Office Européen de Lutte Anti-Fraude : 欧州不正対策局) より、欧州での税関差止事例 (2017 年 10 月 1 日～2018 年 3 月 31 日) を依頼され、B&M を通じて事例を提出。

d. ラテンアメリカ (ブラジル)

d – 1. 2017 年結果

ブラジルでは、官民癒着問題や経済悪化などにより、偽造対策を行うのは難しいという判断から、2017 年は団体としての計画は立てず、個社での活動で経験値を高めていくこととした。その上で、2018 年計画について実施するかどうかを検討こととなっていた。しかし、各社の活動においても手続きが複雑である上に費用が高いことが問題となっていることを背景に、2018 年の計画から本事業を外すこととした。

e. アジア太平洋地域 (シンガポール)

e – 1. 2017 年結果

2016 年に各社での経験を収集し、対象国を検討した。2017 年計画では、仲介貿易機能等に着目し、シンガポール当局へロビーをすることが決定されていた。これを受け、同国の警察知的財産部と知的財産庁 (IPOS) と合同会議を開催した (9 月 8 日)。下記の事例を説明し、問題を共有した。

- ・シンガポールの FTZ (自由貿易地域) を経由して中国から世界各地へ偽造品が流通している。
- ・ダミー会社等が事実と異なる原産地申請を現地商工会議所に対して行い、欧州等の仕向け先で「シンガポール産品」として関税を免れている。
- ・シンガポール企業を名乗る実体のないペーパーカンパニーが、フリーポートを悪用して偽造品を流通させている。

e – 2. 2018 年計画

引き続きシンガポール警察等へのロビー活動を継続する。シンガポール企業を名乗るダミー会社の摘発を警察に依頼する。また B&M を通じてメンバーから提出された偽の原产地証明が用いられた事例を収集し、ロビー活動で活用する。

e – 3. 進捗

3月20日にシンガポール税関と国際商工会議所シンガポール委員会（SICC : Singapore International Chamber of Commerce）を訪問。税関との会合では、偽造品流通のハブとなっていることを問題提起し、偽造品差押えにWBAとしてどのような協力ができるか伺うものの、偽造品を梱包したコンテナ情報以外は対応不可と発言された。なんとかホワイトリストの提出については了解を得たため、WBAは同リストを税関に提出することとした。SICCでは、特定の商工会議所が発行する原産地証明が偽造品取引に利用されていることや、シンガポール当局（税関、警察）が水際対策について積極的でないことを問題提起した。SICCは貿易省にこれら問題を伝え、当局への説得を依頼することを約束。そのために、WBAは事例を集めSICCに提出することとした。

2019年からはロビーの対象国をタイとすることとした。

f. 広報啓発活動（Awareness Campaign）

f-1. 2017年結果

新しいウェブサイトとビデオの作成のため偽造対策委員会の下に設置されていた広報啓発分科会の再起を図り、各社メンバーを登録した（2017年については、TIMKENは登録していない）。本分科会はSchaefflerを議長（ABMAは担当事務局）として、最低月に一回は電話会議を開催。新サイトとビデオのメッセージとそのターゲット等は次の通り。

【メッセージ】

- 世界的に出回っている偽造品に関する知識を高める。
- 技術的および安全上のリスクが伴うことを伝える。
- 安全な供給元から入手し、偽造品によるリスクを予防。

【ターゲット】顧客・代理店・取締機関

f-2. 2018年計画

全世界のベアリングユーザーを広く啓発していくため、サイトの多言語化を進めていく。今後、偽造対策委員とその下の広報啓発分科会において優先順位を決め、予算内で多言語化を進める（総会に提出した委員会の計画では、中国語、スペイン語、ロシア語等を提案した）。各社輪番制によるホットニュース掲載を継続し、偽の証明書に関する情報や偽造対策に取り組むWBAの活動も掲載する。また、ウェブサイトへの閲覧件数を定期的にカウントし、閲覧数増の検討など改善の参考として活用する。

f-3. 進捗

サイトのリニューアルが2017年12月5日（日本時間）に完了し、掲載された（英語、ドイツ語）。

g. その他（中国 新規テスト事業：総会での報告はなし）

g-1. 中国政府動向の情報収集方策

中国政府が偽造対策に関連する政策を発表した際、WBAとしてその政策を活用できるかどうかなどを迅速に検証することに努める。このために次の手順によるスキームを試みる。

- 各メンバーは、TIMKENの趙委員に本案件を担当する宛先（氏名・Email）を連絡。

- 趙委員が偽造対策に関する政策ニュースを入手次第、委員会とマーリングリストのメンバーに連絡をする（件名は「2018 WBA China A/C News Update」）。
- 情報を受け取ったメンバーは、1週間以内に検証し、提案があれば連絡。最終決定は電話会議で行う。

g - 2. 中国 E-commerce 対策

Amazon や Alibaba 等、E-commerce を利用して偽造品が取引されていることについて、WBA として効果的な対策を模索するため、まずは各社の経験を収集することとした。なお、提出された情報は、B&M のリーガル・チェックを経て共有される。

g - 3. 進捗

中国政府動向の情報提供および各社 E-commerce 対策の問題点の情報共有等は行われた。2019 年以降の中国ロビーで問題点や改善点などを指摘できるよう、本事業は続ける。

h. 予算

委員会は 2018 年の予算として 125,995 ドル（2017 年 137,868 ドル）を提案したところ、ウェブサイトの多言語化を進めるべしという首脳の要望により、1 万ドル追加された。従い、2018 年の予算は、135,995 ドルで承認された。

| | |
|----------------------------|-------------|
| 中国中央政府・地方政府会合費用（中青旅） | USD 10,000 |
| SINOFAITH – 中国ロビーイングコンサル費用 | USD 36,000 |
| B&M – 海外差止データ収集 | USD 3,000 |
| 広報活動費用 | USD 50,000 |
| BASCAP メンバー会費等（EUR25,000） | USD 29,995 |
| 東南アジア – シンガポール | USD 7,000 |
| Total | USD 135,995 |

④Authentication System（製品認証プログラム）

2015 年のシカゴ総会において、ダニエルソンが IT を活用した偽造対策（真贋判定システム）の検討を提唱した。これを受け、偽造対策委員会において議論したが、真贋判定システムとして考えた場合現実的でないなどの意見があり、2016 年総会において、同委員会は、事業実施について「No consensus」との結論を提出した。しかし、その場でなおもダニエルソンが実施すべきと強く主張したため、2016 年秋以降、本事業に賛同した 4 社（SKF、Schaeffler、NTN、TIMKEN）が Authentication System 委員会を結成し、Schaeffler を議長（FEBMA は担当事務局）として電話会議で本事業の方策について検討を進めてきた。その結果、2017 年 8 月、東京総会への新提案として同委員会報告資料が配付された。これは真贋判定システムに焦点を当てたものではなく、WBA 共通の Switchboard システムの作成といったものを企図した内容に整理されていた^(*)。同委員会に参加していなかった 3 社（日本精工、ジェイテクト、不二越）は、この新提案について、諸般の観点を踏まえ検討した結果、今回は参加するとの結論となり、本年の東京総会において正式に参加を表明した。

この結果、全社参加（7社）での事業継続が承認された。

各社は10月中に委員を選出し、12月19日、2018年2月22日に7社出席で電話会議を行った。しかし、新しく参加したメンバーにとっては、2回の電話会議では議論の内容についていくのが困難だったため、3月2日に工業会独自の勉強会として工業会にJBIAの全委員が集まり、NTNにこれまでの経緯を説明いただくと同時に、質問等にも回答いただく機会を設け、理解の深化を図った。この上で、3月22～23日に東京でWBAオーセン委員会（於JBIA会議室）を開催した。同委員会においては、日米欧の事務局と7社（SKFは電話参加、ティムケンは日本駐在代表が参加）が参加し議論を重ねた結果、①携帯アプリとなるシステムの基本設計仕様、②ソフトウェア開発ベンダー企業の入札参加条件が合意をみた。このほか、③携帯アプリ開発後の広報・普及活動等に対するアイデアについて意見交換が行われた。なお、アプリ入札は4月中にFEBMAが主宰し、FEBMAとしては納品を7月末としている。

（＊1）各社のシステムの上に玄関アプリを設置し、顧客がこの窓口となるアプリをスマホ等にダウンロードすれば、そのアプリを経由して簡便に各社のシステムにアクセスでき、照会等情報入手ができるというもの（データベースは各社が管理して情報共有しない）。

⑤事務局会合等

2016年シカゴ総会直前の事務局会合で、WBA事業の進捗チェックや総会のロジの連絡等をするため、事務局電話会議を設けることとなった。会長団体であるJBIAが主催者として2016年12月13日、2017年3月7日、6月22日、12月4日、2018年2月7日（以上電話会議）、2017年9月26日（総会直前：シェラトン都ホテル東京にて）に開催し、WBA運営の円滑化に努めた。

2月22日は、事務局電話会合ではなく、オーセンティケーション委員会東京会合について関係者事務打ち合わせを行った。

（6）不正商品対策

①不正商品対策専門委員会

このところ、WBA専門委員会と本委員会との合同会議で代替されてきたが、より専門的な議論をするため、6年ぶりに本年2月、単独での委員会を開催。基本的に、2か月ごとに開催することで合意し、本年度は6回開催した（2017年5月25日、7月21日、8月31日、11月9日、2018年1月16日、3月2日）。

a. 新規事業の準備

2008年以降WBAの事業に重点を置いてきたこと、また、2011年を最後に単独委員会が開催されなかったことから、委員会独自の事業は計画されてこなかった。現在は、中国以外での共同調査をするために、ターゲットの国を検討している。

b. 模倣品対策ポスター

2005年に本委員会で作成した模倣品対策のポスター（下記6種類）の著作権が当工業会

にあることを確認したことから、再度活用することとした。予算の関係で、一番ニーズのあるポスター（タイ語・中国語・英語）のみを 1000 部印刷し、必要部数を各社へ配付した。その他のポスターについては、各社で必要部数を印刷配付することができるよう※、ポスター版下を当会の会員用ホームページに掲載した（12月7日）。

タイ語・中国語・英語 / スペイン語・中国語・英語

インドネシア語・中国語・英語 / ベトナム語・中国語・英語

中国語・英語 / アラビア語・ペルシャ語・英語

※サイトの電子データ使用においては、改ざんをしないなどの条件を満たすこと、また、電子データの共有については、次の範囲が記載されている。『会員様および会員様が実質支配されている事業所様（内外の子会社様など）との間に限り、ダウンロードされたポスターの電子データを共有できるものとします。』

②中国 IPG*ベアリング WG

2009 年 12 月に、ジェトロによる中国 IPG 内に設けられたベアリング WG（正会員： NTN、日本精工、ジェイテクト、不二越、日本トムソン、ミネベアミツミ／準会員： JBIA）は、事務局体制の事情などを受けて、2016 年度をもって一旦休会した。再開について、不正商品対策専門委員会で検討したところ、再開を望むという意見がある一方、現地に専門家を置いている企業がほとんどないため、専門外の業務を任せることが難しい等の意見がでた。従って、本年度の再開はなしとし、今後、再開の他に、中国スタッフを不正商品対策専門委員会に電話会議で参加させるなどを検討していくこととした。

*IPG (Intellectual Property Group) ; 模倣品や海賊版といった権利侵害など知的財産権に関する問題に対処するため、情報交換の場として、業界別・テーマ別の活動の場として、さらに現地政府との協力活動をおこなう母体として 2002 年に発足した日系企業の団体。JETRO が事務局。2014 年 4 月より、各地域（北京、上海、広東）の IPG 組織が統合・再編し、中国 IPG 単体として北京、上海、広州の 3 地点にて輪番で開催されている。

③国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

政府・関連団体・企業が一体となって模倣品など知的財産権侵害対策を実施するため、「国際知的財産権保護フォーラム」が 2002 年 4 月に発足した。本年度、同フォーラムではプロジェクトの見直しが行われ、全部で 5 つのプロジェクトが設けられた。当工業会は、次の 4 つに参加し、そこで得られた知識・情報等を WBA 事業や不正商品対策専門委員会の活動に反映させている。

中国プロジェクト（模倣品対策 建議グループ）

中国プロジェクト（模倣品対策 情報収集グループ）

アジア大洋州プロジェクト

インターネットプロジェクト

（7）情報の収集と提供

当工業会のホームページには、ベアリングの財務省通関統計、米国と EU 主要各国の輸入

統計を掲示している。

（8）会議の開催

B&M 弁護士による資料の事前チェックと会議モニターのもと、必要な会議を適宜開催した。

- ・国際部会会議：2回
- ・WBA 専門委員会／不正商品対策専門委員会合同会議：3回
- ・不正商品対策専門委員会：6回

4. 生産及び経営の高度化に関する事業

(1) 地球環境対策

地球温暖化対策については、経団連が政府との密接な連携のもと産業全体を総括した自主的な環境政策を進めてきている。当工業会は当初からこれに参加してきている。経団連は、2013年度より「環境自主行動計画」から「低炭素社会実行計画」にステップ・アップし、当工業会としてもこれに合わせ、新たな目標（2020年度のCO₂排出原単位を1997年度比23%削減）に向け取組みを行っている。

また、循環型社会に向けた対策についても、同様に経団連の総括的な政策のもと、「循環型社会形成自主行動計画」における2020年度目標に向け、廃棄物の再資源化率及び最終処分量削減率の取組みを行っている。

これらにおいては、環境対策専門委員会を中心として会員各社が円滑な対応が図れるよう情報収集、方針検討等を行うとともに、経済産業省及び関係機関への調査協力・説明並びに会員への情報提供等の活動を行っている。

①「低炭素社会実行計画」フォローアップ等

当工業会においては、環境自主行動計画へ参加すべく1998年11月に「ベアリング工業における環境自主行動計画（温暖化対策編）」を策定し、1999年より、毎年、フォローアップを実施してきた。標記計画については、2012年度に目標を達成し計画が終了したことから、2014年3月に新たな計画として、ベアリング業界の「低炭素社会実行計画」を策定した。

【低炭素社会実行計画】

〈数値目標〉

目標：2020年度のCO₂排出原単位を1997年度比23%削減に努める。

前提条件：電力の排出係数は3.05t-CO₂/万kWhに固定する。2020年度の生産量は、直近の2012年度レベル以上とする。

この数値目標と合わせて「低炭素社会実行計画」の4本柱として位置付けられている「低炭素製品、サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進」、「革新的技術の開発・導入」についても、可能な範囲で貢献していく。

平成29年度（2017年度）は、計画の4年目である平成28年度（2016年度）の実績についてフォローアップを行うべく、2017年6月に「低炭素社会実行計画」参加企業13社に地球温暖化対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、2016年度のフォローアップ結果を取りまとめ、9月に理事全員の承認を得たうえで、経済産業省及び経団連へ結果報告した（本件については11月理事会で報告された）。

2016年度のフォローアップ結果について、以下に報告する。

a.CO₂排出原単位の実績及び見通し

図1のグラフは、目標の前提条件に沿って、各年度とも電力の排出係数を3.05t-CO₂/万kWhに固定した方法を使用し、電力の排出係数の変化による要因を除いて算出した。この係数を固定した方法によれば変動する方法と異なり、事業者の努力が調査結果に素直に反映されることとなる。2016年度実績では、1997年度比76.1%つまり23.9%削減となり、目標の23%削減水準に達した。

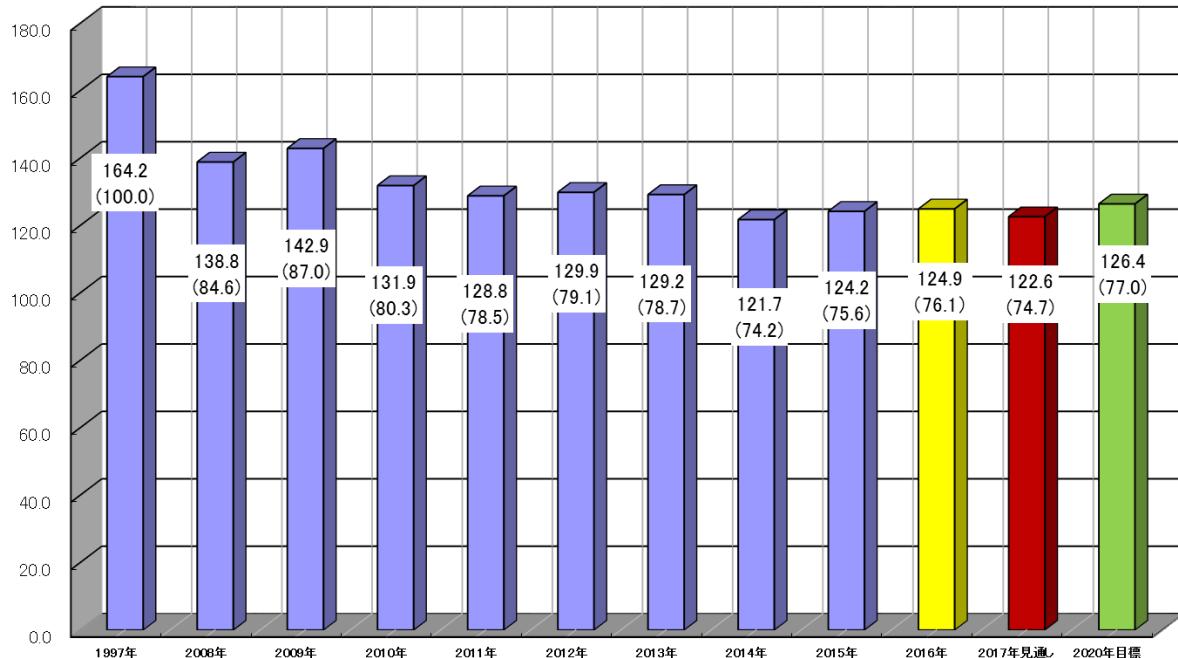
目標に達した要因として、会員各社が省エネ設備投資の増強やエネルギー効率向上、設備稼働率向上など積極的に行ったこと、及び、付加価値生産高の増加があげられる。

また、2017年度は、省エネ対策を着実に積み重ね、1997年度比74.7%つまり25.3%削減となる見通しとなった。

しかしながら、今後については不透明な要因が多く、ある一定期間みたうえで、一時的な要因などその評価を行い、経済環境等も踏まえつつ目標の見直しを検討していく。また、参加企業においては、その規模等が多様であり、バラツキもあることから、この状況を注視していく必要もある。

また、参加企業は、省エネ対策を強力に推し進めてきており、省エネ対策の余地が少なくなってきたが、今後の各会員の自主的な取組みを着実に実行することにより、2020年度に目標を達成できる見通しであり、クレジット等の活用は考えていない。

図1.CO₂排出原単位の推移
上段 : t-CO₂/億円
下段 : %



注1:カッコ内は、基準年度1997年度を100とした場合の比率

注2：電力の排出係数は、各年度3.05t-CO2/万kWhに固定した。

注3：原単位算出方法=二酸化炭素排出量/ペアリング付加価値生産高（ペアリング付加価値生産高とは、会員各社が売価変動を受けにくい単価を基準とした生産高から材料費や外注費等の外部費用を除いたもの。）

（参考）電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による算出

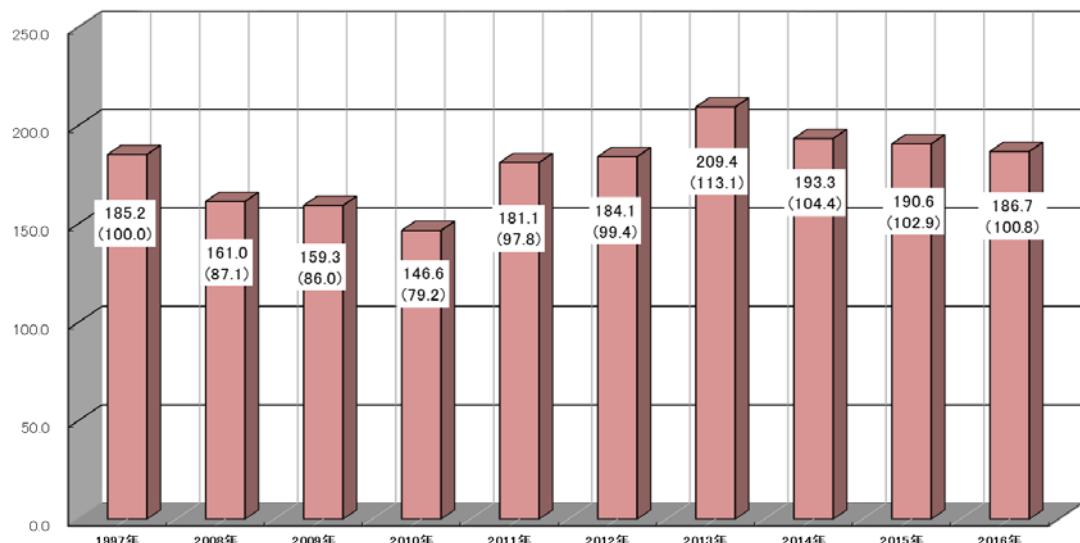
図2のグラフは、電力の排出係数が年度ごとに変動する方法による結果であり、直近の2016年度実績では、1997年度比100.8%つまり0.8%増加となった。

1997年度と2016年度を比較すると、CO2排出量の約8割を占める電力の排出係数が41.0%増加したが、CO2排出原単位では0.8%増加にとどまっている。つまり、CO2排出原単位が増加したのは、電力の排出係数の変化によるものであり、事業者の省エネ努力等により、CO2排出原単位を最小限に抑えることができた。

上段：t-CO2/億円

図2. CO2排出原単位の推移

下段：%



注1：カッコ内は、基準年度1997年度を100とした場合の比率

注2：電力の排出係数は、年度ごとに変動。1997年度3.66、2008年度(クレジット調整後排出係数)3.74、

2009年度(同左)3.53、2010年度(同左)3.52、2011年度(同左)4.75、2012年度(同左)4.81、

2013年度(同左)5.67、2014年度(同左)5.52、2015年度(同左)5.31、2016年度(同左)5.16t-CO2/万kWh。

b. 会員各社のCO2削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ①空調関係（ヒートポンプ式、氷蓄熱式等省エネタイプへ更新、温度管理徹底、など）
- ②コンプレッサ関係（台数制御、吐出圧の見直し、など）
- ③照明関係（省エネ型器具へ取り替え、不要照明の消灯励行、など）
- ④モーター等、動力源関係（インバーター制御、など）

- ⑤ 熱処理関係（熱処理設備の燃料転換、稼動条件変更、など）
- ⑥ 発電設備関係（太陽光発電機の導入、自家発電設備の排熱利用、など）
- ⑦ その他（製造機械のサイクルタイム短縮、など）

c. 本社等オフィスからのCO₂排出量の推移

当工業会では、2010年度実績から、本社等オフィスからのCO₂排出量実績の集計を行うこととした。以下のとおり、アンケート結果報告をいただいた7社の合計値を報告した。

【本社等オフィスからのCO₂排出量（7社合計値）】

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| のべ床面積（千m ² ） | 38.7 | 38.6 | 38.6 | 38.4 | 41.4 | 45.7 | 46.6 |
| CO ₂ 排出量（千t-CO ₂ ） | 1.714 | 1.402 | 1.419 | 1.368 | 1.344 | 1.462 | 1.521 |
| 床面積当たりCO ₂ 排出量(kg-CO ₂ /m ²) | 44.2 | 36.3 | 36.7 | 35.7 | 32.5 | 32.0 | 32.7 |
| エネルギー消費量（原油換算）（千kl） | 1.201 | 0.992 | 0.997 | 0.955 | 0.951 | 1.020 | 1.056 |
| 床面積当たりエネルギー消費量(l/m ²) | 31.0 | 25.7 | 25.8 | 24.9 | 23.0 | 22.3 | 22.7 |

注：電力の排出係数は、3.05t-CO₂/万kWhに固定して算出した。

なお、具体的な取組みについては、以下のとおり。

- ・ クールビズ・ウォームビズの実施（空調温度設定の徹底など）
- ・ 本社、支店の休憩時間の消灯等による節電活動。
- ・ 階段・トイレの自動消灯、蛍光灯の使用削減。
- ・ 水栓の自動化による節水（工場・事務所取り付け）
- ・ コピー用紙の使用量削減（裏紙の使用、両面コピーの推進）
- ・ 遮熱フィルムによる省エネ実施、など

d. 低炭素製品・サービス等による他部門での削減

ベアリングの製品自体が省エネルギーの製品であり、小型・軽量化、低トルク化など技術進歩に伴う性能向上により、需要先である自動車や家電製品、工場設備等の省エネルギーにも大きく貢献している。

【2016年度の取組実績】

| CO ₂ 排出量削減効果のある製品 | 効果 |
|---|--|
| 産業機械用高機能標準軸受「大形自動調心ころ軸受」のサイズ拡大。産業機械設備の信頼性向上による生産性向上・メンテナンスコスト削減に貢献。 | 従来品に比べて2倍の長寿命化、30%の低発熱を実現。 |
| 「超低トルク円すいころ軸受」において、軸受内部に潤滑油が必要以上に流入することで生じる搅拌抵抗を減らすことでトルク損失を低減。 | 現行品と比べて30%トルク損失を低減。車のデフアレンシャルに使用することで燃費を2.5%向上。 |
| 「低トルク軸受」等を使用し、流水のエネルギーを高効率で電力へ交換し、既存の水路に置くだけで発電できる独立電源型の小水力発電装置「マイクロ水車」を開発。 | 実証試験では、翼径90cm、流速2m/s時に1kWの発電電力となる。2017年7月より販売開始。 |

e. 海外での削減貢献

これまでに進出先国・地域の環境保全に関しては、現地の現状を十分に配慮しつつ、事業展開を図ってきている。特に、途上国へ進出する際は日本の先進的技術を導入しており、当該国から高く評価されている企業もある。

取組み事例としては、中国の上海工場の屋上に太陽光パネルを設置し、その自然エネルギーで発電した電力を工場で使用し、購入電力量を削減することなどにより CO₂ 排出量を削減した。

f. 革新的技術の開発・導入

燃料電池車（F C V）や電気自動車（E V）等の先端技術に必要なベアリングの開発や、再生可能エネルギーを利用した風力発電用ベアリングや、クリーン輸送機関としての高速鉄道（新幹線など）用ベアリングの技術開発などを行っている。

g. 2020 年度以降の低炭素社会実行計画・削減目標

経済産業省及び経団連から「低炭素社会実行計画」参加団体に対して、2020 年度以降の「低炭素社会実行計画」（即ち 2030 年度目標）の取りまとめを行うよう要請があり、2015 年 5 月、以下の目標を策定した。2020 年度以降も、この目標に向け引き続き取組みを実行していくこととした。

【2020 年度以降の目標】

2030 年度における CO₂ 排出原単位を 1997 年度比 28%以上削減することに努める。但し、前提条件として、①電力の排出係数は 3.05t-CO₂/万 kWh に固定する。②2030 年度の生産量は、2012 年度レベル以上とする。

h. 「経済産業省・環境省合同ワーキンググループ」等での評価・検証

例年のとおり、平成 30 年 1 月に「経済産業省・環境省合同ワーキンググループ」（注）が開催された。このワーキンググループは、経済産業省と環境省の共管で、国として多角的観点から経団連の自主的な環境政策を評価・検証する場であり、その結果は公表される。この 1 月のワーキンググループにおいては、当工業会の 2016 年度フォローアップ結果について報告を行い、当工業会の努力と進捗について評価を得た。他方、経団連においては、その内部機関としての第三者評価委員会で当工業会を含む産業全体のフォローアップ結果の評価を行い、適正な成果として評価された。

（注）正式名称：「産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会 電子・電機・産業機械等ワーキンググループ」

名称中の前者「産業構造審議会」は経済産業省の、後者「中央環境審議会」は環境省の正式な諮問機関。

i. 会員企業への温暖化対策の協力要請文の発出

例年のとおり、上記フォローアップ結果を11月理事会で報告するとともに、この機会をとらえ「低炭素社会実行計画」の参加の如何にかかわらず、会員企業代表者宛てに会長名でCO₂排出削減の協力要請文を郵送し、引き続きの努力を要請した。

②「循環型社会形成自主行動計画」フォローアップ

平成29年度（2017年度）は、平成28年度（2016年度）の実績についてフォローアップを行うべく、平成29年6月に「循環型社会形成自主行動計画」の参加企業33社に産業廃棄物対策の進捗状況及び見通しについてアンケート調査を実施した。その調査結果に基づき、11月の理事会で承認を得て、経団連へ結果報告した。

目標は平成27年（2015年）11月に設定され、以下のとおり。

【循環型社会形成に向けた目標】

- ・2020年度の廃棄物の再資源化率を96%以上とするよう努める。
- ・2020年度の廃棄物の最終処分量を2000年度比91%減にするよう努める。

a. 再資源化率・最終処分量削減率の実績及び見通し

図3のグラフは、再資源化率の推移を表しており、2016年度における再資源化率は97.6%となり、2020年度目標をすでに達成した。また、図4のグラフは、最終処分量削減率の推移を表しており、廃棄物のリサイクルが進み2016年度の最終処分量は2000年度比90.6%減となり、2020年度目標の91%減に向けて、更に努力を継続する。

図3. 再資源化率の推移

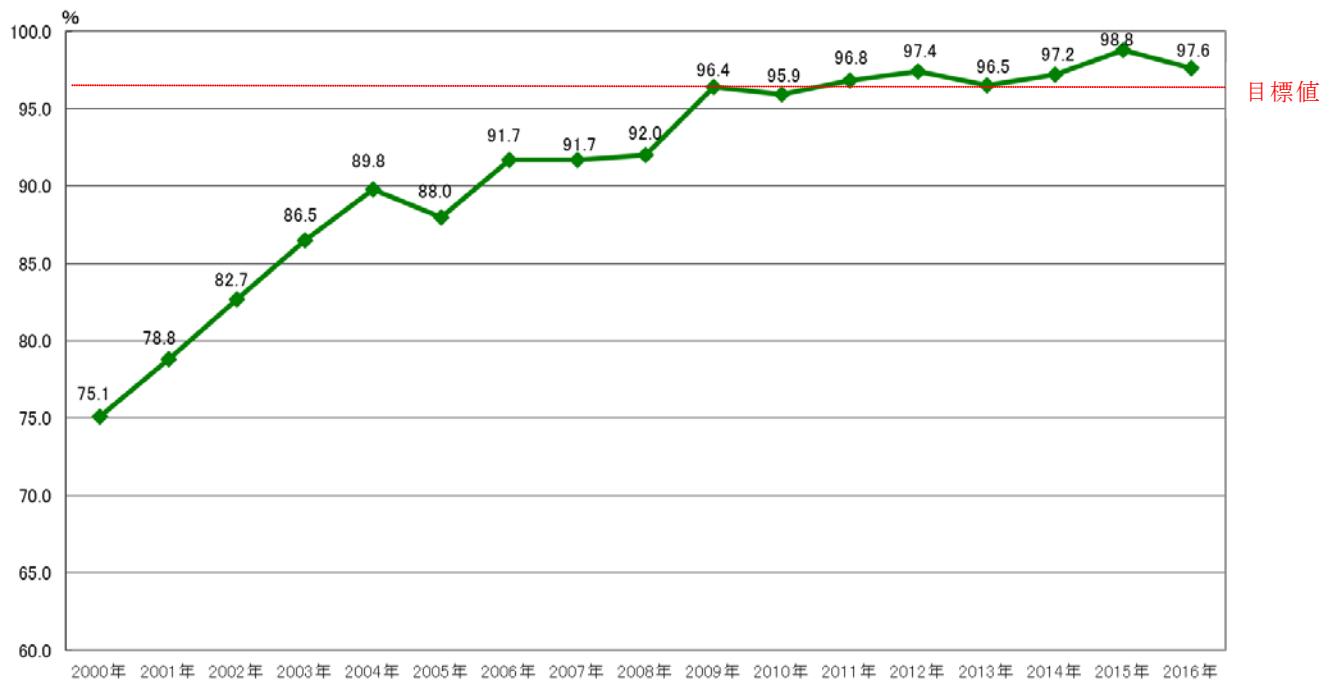
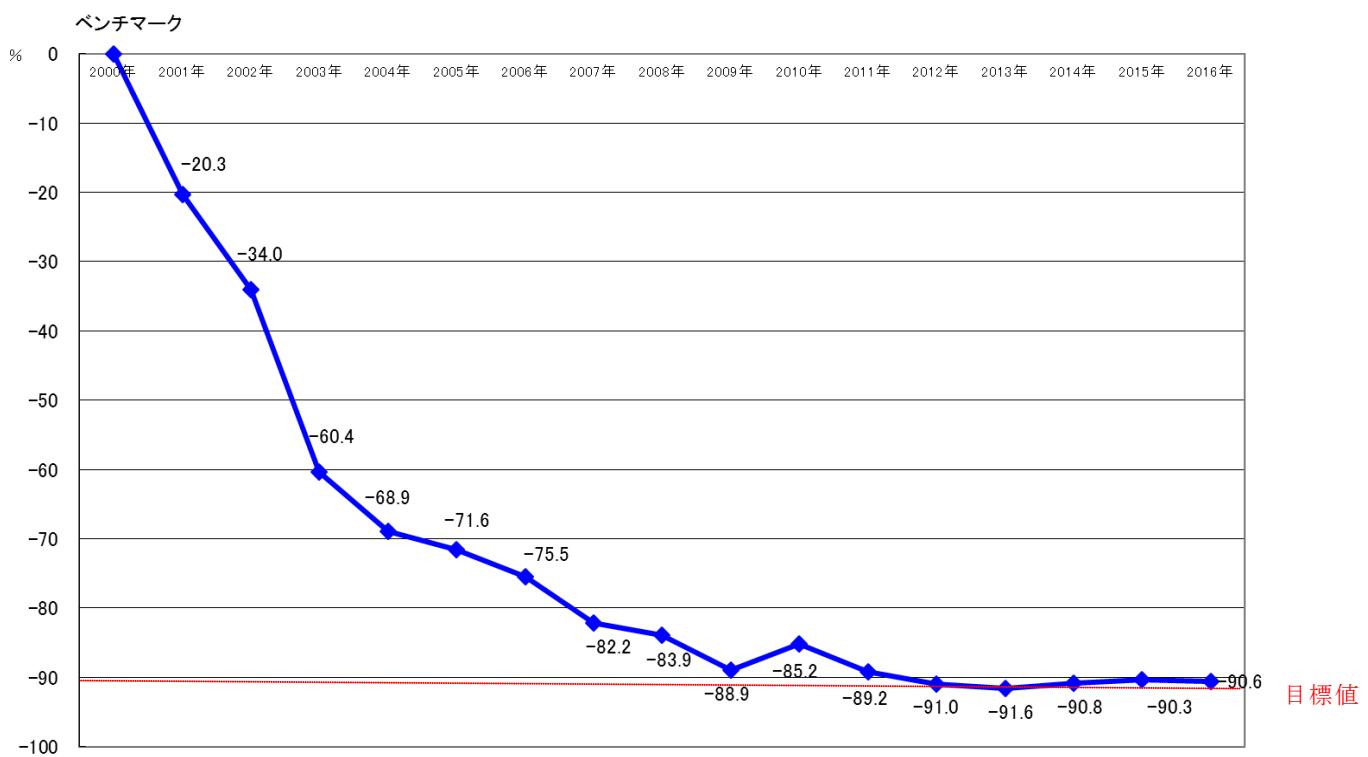


図4. 最終処分量削減率の推移



b. 会員各社の廃棄物削減における取組み

上記の目標に向けて、以下の取組みなどを実施した。

- ① 金属くず関係（研削スラッジ固形化装置の導入により製鋼原料化など）
- ② 廃油、廃液関係（分別によるリサイクル化、廃油サーマル利用など）
- ③ 包装・梱包関係（包装形態の改善、鋼球箱の製紙原料へのリサイクルなど）
- ④ プラスチック関係（ポリケースのマテリアルリサイクルなど）
- ⑤ 汚泥関係（排水汚泥を社外中間処理により再生土にリサイクル化など）
- ⑥ 廃酸、廃アルカリ（廃アルカリを再精製して使用など）
- ⑦ その他（油性クーラントの回収、ウエスのリサイクルなど）

③その他の環境関連活動

環境自主行動計画を着実に推進するため、会員各社が実際に取り組んでいる環境関連改善事例を集めて「2017 年度省エネルギー・廃棄物削減・包装材の改善事例集」を作成し、会員企業に参考資料として配布した。

また、2017 年 12 月、経団連からの要請で「低濃度 P C B 汚染機器等に関する調査」の調査依頼があった。工業会としては、環境対策専門委員会参加各社の協力を得て調査を行い、各社から提出された結果をもとに事務局で集計し、経団連に報告した。

（2）中小企業対策事業

近年の当工業会における組織改革の中で、中小企業対策事業の基盤として、中小企業対策企画委員会が設置されており、同委員会は、中小企業会員の関心に沿った中小企業対策事業を企画運営する。また、広く中小企業の課題を研究する場として、中小企業対策企画委員会のもとに中小企業課題研究会が設置されており、ここではリーガル・チェックを行うこともビルトインされ、コンプライアンス確保の必要性が高いテーマについても機動的な検討を可能としている。以上の組織整備を踏まえ、一層の中小企業対策事業を推進した。

中小企業の経営の安定及び高度化を図るため、政府及び政府関係機関の施策についての情報提供、当該施策の活用などを進めるとともに、政府に対して、政策などに関して、提言や要望、協力等を行った。

特に、平成 28 年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」（ものづくり補助金）については、経済産業省産業機械課及び近畿経済産業局から、迅速かつ詳細な情報提供をいただき、会員に情報提供した。結果として、会員企業 2 社が採択された。

平成 28 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間において、「玉軸受・ころ軸受製造業」（日本標準産業分類細分類番号 2594）が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証 5 号：需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種）の規定に基づく指定業種（注）となつたが、平成 29 年度においては、中小企業会員から報告をいただいている統計数値等が安定していることか

ら業種指定の申請を行っていない。

平成 28 年 12 月の下請振興法の振興基準の改正などを念頭に、努めて講演会などを開催し、中小企業の代表者が、法律について理解を深め、中小企業会員のコンプライアンスの意識を高めた。

上述の委員会の中心事業は「中小企業講演会」である。これは、平成 24 年度から開催しているもので、明確な講演目的をもって、中小企業会員に向けて専門家等による説明を行い、中小企業の経営の安定及び高度化に必要・有益な知識の普及・啓蒙を図るものである。平成 29 年度には中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会、工場見学会を以下①のとおり開催した。

また、中小企業に関する政策、官庁よりの通達等を工業会ホームページに記載するとともに、緊急を要するものは、各社に E メールにて周知を図った。

さらに、適宜、専務理事、事務局職員が中小企業会員に個別訪問し、工業会の活動状況や今後の運営などについて説明を行うとともに、情報交換することも実施した。

(注) 指定業種となった場合には、市区町村長の認定を受けることにより、金融機関から借入れを行う際に信用保証協会の特例保証（一般保証とは別枠で普通保険（限度額 2 億円）、無担保保険（限度額 8000 万円）の借入額の 100% を保証。保証料率は保証協会所定の料率（0.7~1.0%））の利用が可能となる。

① 中小企業対策企画委員会主催による講演会、懇談会及び工場見学会の実施
(第 1~4 回は平成 24 年度、第 5~9 回は 25 年度、第 10~13 回は 26 年度、第 14~17 回は 27 年度、第 18~21 回は 28 年度に開催された。)

第 22 回（平成 29 年 6 月 16 日開催）

テーマ：①独占禁止法のコンプライアンス確保について
②中小企業の海外展開支援策について

講演者：①ベーカー＆マッケンジー法律事務所 弁護士 阿江順也 殿
②経済産業省製造産業局産業機械課課長補佐 工藤 勉 殿

第 23 回（9 月 27 日開催）

テーマ：下請法・下請ガイドラインに関する講習会（中小企業庁委託事業）

講演者：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 森藤夢菜 殿

第 24 回（11 月 10 日開催）

懇談会：大塚工業会会长との懇談会

工場見学会：大同特殊鋼㈱知多工場（愛知県東海市）

第 25 回（平成 30 年 3 月 8 日開催）

テーマ：経済産業省関係 予算、税制のポイントについて

講演者：経済産業省製造産業局産業機械課課長補佐 工藤 勉 殿

② 中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等について

中小企業対策企画委員会主催による講演会では、平成 30 年 3 月の講演会において、中小企業向け平成 30 年度税制改正内容や、平成 29 年度補正予算などについて説明が行われるなど、上記②や理事会等の機会をとらえて会員への情報提供に努めた。

また、中小企業に関する政策、官庁よりの通達事項等を工業会ホームページに記載し周知を図っている。平成 29 年度における、その主な内容は次のとおりである。

- a. 2017 年版中小企業白書が発表されました。 (中小企業庁) 平成 29.4.28
- b. 第 148 回中小企業景況調査 (平成 29 年 4-6 月期) が発表されました。 (中小企業庁) 平成 29.6.30
- c. 第 149 回中小企業景況調査 (平成 29 年 7-9 月期) が発表されました。 (中小企業庁) 平成 29.9.29
- d. 下請取引適正化推進月間の実施について (公正取引委員会) 平成 29.11.10
- e. 「下請取引の適正化」について (経済産業省) 平成 29.11.20
- f. 第 150 回中小企業景況調査 (平成 29 年 10-12 月期) が発表されました。 (中小企業庁) 平成 29.12.20
- g. 第 151 回中小企業景況調査 (平成 30 年 1-3 月期) が発表されました。 (中小企業庁) 平成 30.3.31

③ BCP (Business Continuity Plan 事業継続計画) の普及対策について

今後も大震災等の災害が想定されている中、中小企業においては、各社の特性や実状等を踏まえると、BCP を作成することが難しい状況もあり、大手企業に比べ普及に困難を伴うことから、BCP の普及・啓蒙を促進するよう、企画検討を継続した。

(3) 労務関係

① 春闘の調査

組合のある会員会社に、平成 30 年度の春闘の「賃上げ要求及び回答」について、調査を行った。調査結果は、平成 30 年 4 月に全会員に対し提供を行った。なお、本調査はリーガル上問題がないことが確認された手法で行われている。

② J AM「安全週間ポスター」作成への協力

工場災害防止、安全運動の啓蒙推進を図るため、平成 29 年 7 月 1 日から 7 日まで厚生労働省が主催して全国的に開催される「安全週間」のポスターにつき、J AM 軸受部会ポスター作成費用に協力し、会員企業にポスターの配布を行った。

本年度の安全週間ポスター入賞者は次のとおりである。

特選 矢澤公彦 (NTN 労働組合)

入選 村上 徹 (東振労働組合)、松浦康雄 (日本精工労働組合)

佳作 小笠原達彦（N T N 労働組合）、五十嵐 誠（日本精工労働組合）、
原澤孝之（日本精工労働組合）

③長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言

経団連より、当工業会に対し、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」への賛同の依頼があり、本共同宣言に賛同した（本共同宣言は、平成 29 年 9 月 22 日に、経団連により公表）。

賛同団体は、経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会、業種別経済団体（60 団体）、地方別経済団体（47 団体）の 111 団体が賛同（平成 29 年 10 月 4 日現在）。

④厚生労働省からの周知依頼

厚生労働省より、平成 29 年度には、次の事項について周知依頼があり、工業会ホームページに掲載した。

- ・平成 29 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について(平成 29.4.20)
- ・新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について(平成 29.5.31)
- ・平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間にに関する協力依頼について(平成 29.8.31)
- ・平成 29 年度「見える」安全活動コンクールの実施等について(平成 29.9.11)
- ・無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請書(平成 29.9.29)
- ・長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書
(平成 29.9.29)
- ・平成 30 年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について（平成 29.12.28）
- ・「S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（平成 30.3.12）
- ・公正採用選考について（平成 30.3.12）
- ・平成 29 年度「自殺対策強化月間」における取組の要請（平成 30.3.12）

5. 広報に関する事業

(1) 機関誌ベアリングの発行

機関誌「ベアリング」は、月刊として約280部発行し、会員に加え、関係官庁、関係団体等に配布した。

平成29年度の掲載内容については、統計資料に関する掲載を行うとともに、ベアリングに関する標準化活動（ISO、JIS等）、国際関係事業、環境問題への取組み、中小企業関連事業など、事業活動について随時掲載した。

特に、ISO/TC4関連については、製品の幾何特性仕様（GPS）の適用やセラミック関係の規格開発等が活発化してきている。また、これと並行してISO/TC4の国際会議も激増している。具体的には、①平成28年11月から12月にかけてドイツ・ベルリンでWG（作業グループ）会議とAG（諮問グループ）会議、②平成29年5月にアメリカ・アトランタで本会議とSC（分科委員会）会議等、③平成29年9月に東京でAG会議、④平成29年11月にスウェーデン・ストックホルムでWG会議、TF（タスクフォース）会議及びAG会議が行われた。それら会議の結果報告に関し、上記①、③、④については『ISOレポート』、②については『第28回 ISO/TC4アトランタ総会報告』と題し掲載し、その結果の普及に努めた。

また、『業界の動き』では、関連情報を逐次掲載した。更に政府からの周知要請についても掲載を行った。

連載企画としては、『ベアリングの散歩道』と題し、ベアリングの基礎知識について、読みやすい内容に工夫し、掲載を行った。

また、親しみやすい機関誌を目指して『ずいひつ』を掲載した。加えて、会員企業の社会貢献活動等についても紹介を行った。

(2) ホームページ

広く一般の方々に、ベアリング業界と当工業会への理解を高めてもらい、並びに会員に対する情報提供の充実を図るため、ベアリングの製品説明、産業及び工業会の概要、工業会会員の紹介、統計資料などを内容とするホームページを運営した。毎月3回、定期的に更新を行い最新情報を掲載した。